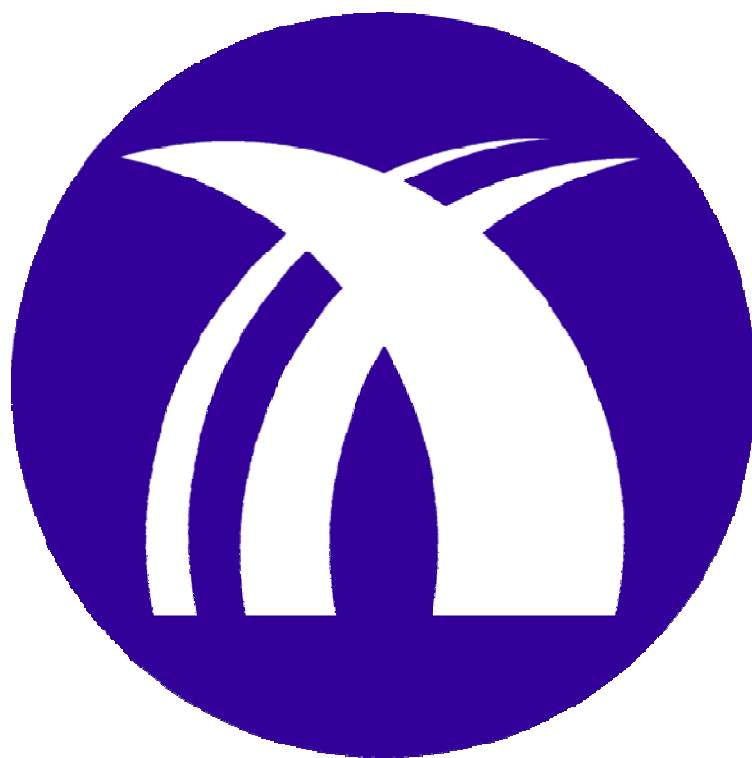


木 曽 広 域 連 合

広 域 計 画 書 (第 6 次)

計画期間：令和 5 年度～令和 9 年度



～ ご あ い さ つ ～

木曽広域連合

第 6 次広域計画策定にあたり

広域連合は、地方自治法の定めるところにより、広域連合や関係自治体が事務処理を円滑に進めていく上での指針となる「広域計画」を策定することとされています。

当広域連合では、平成 11 年 4 月の発足以来 5 年ごと広域計画を策定・改定し、各種の施策を行ってきましたが、現在の第 5 次計画期間が終了することから、この度、令和 5 年度から令和 9 年度までの指針となる『第 6 次広域計画』を策定いたしました。

本計画では、構成団体である木曽郡 6 町村の基本構想等との調和を保ちつつ、『第 4 次木曽地域振興構想』の基本理念である「自然・人・地域がつながるふるさとづくり」の実現に向け、当広域連合が行う事務の施策について見直しを行ったほか、「持続可能な開発目標（SDGs）」と各施策との関連性について、わかりやすく示しました。

策定にあたっては、行政関係者のほか各界・各層の委員で構成された「木曽広域連合広域計画策定委員会」を設置し地域住民の意見を反映するとともに、当広域連合議会でもご協議いただき、木曽圏域の振興発展と広域行政の円滑な推進が図られるよう、実効性の高い計画を目指したものであります。

前計画期間中の令和 2 年初頭より新型コロナウイルス感染症が拡大し、社会・経済活動が大きく制限されることとなりました。今後感染拡大の収束を願うとともに、本計画に基づき様々な事業を展開してまいります。構成団体との連携を深め、より効率的で効果的な運営を進めるため、引き続き住民の皆様をはじめ、関係各位のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 3 月

木曽広域連合長 原 久仁男

目 次

項 目	ページ
1 木曽地域の広域行政の推進に関する事	1
2 広域的な課題の調査研究に関する事	3
ア 環境づくりの推進に関する事	
2 広域的な課題の調査研究に関する事	4
イ 福祉及び保健医療の推進に関する事	
2 広域的な課題の調査研究に関する事	6
ウ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関する事	
3 景観基本構想の推進に関する事	7
4 公共サインの設置及び管理に関する事	8
5 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関する事	9
6 行政不服審査会の設置及び運営に関する事	10
7 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関する事	11
8 養護老人ホーム（木曽寮）の設置及び管理運営に関する事	12
9 介護保険に関する事	13
10 成年後見制度の中核機関に関する事	15
11 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関する事	16
12 障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関する事	17
13 休日及び夜間の一次救急医療に関する事	18
14 葬斎センターの設置及び管理運営に関する事	19
15 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事	20
16 循環型地域づくりの推進に関する事	21
17 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事	23
18 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関する事	24
19 広域的な観光振興に関する事	25
20 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事	27
21 広域的な移住定住促進に関する事	29
22 消防に関する事	30
23 奨学資金の貸付に関する事	33
24 木曽文化公園の設置及び管理運営に関する事	34
25 埋蔵文化財の委託調査に関する事	35
26 地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事	36
27 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事	38
28 森林経営管理制度の推進に関する事	41
29 スポーツ振興基金に関する事	42
30 公共土木事業に関する事	43
31 広域計画の期間及び改定に関する事	44
木曽広域連合第6次広域計画とSDGsとの関連性	45
【付属資料1】第6次広域計画策定委委員名簿	54
【付属資料2】広域計画策定委員会設置要綱	55
【付属資料3】広域連合計画策定体制	56

1 木曽地域の広域行政の推進に関すること



主管：総務課
地域振興課

経緯

木曽地域は、昭和47年2月に旧自治省から木曽地域広域圏の指定を受け、地域振興策に取り組んできました。平成元年度には、21世紀初頭の地域開発ビジョンとなる「木曽地域振興構想」を長野県とともに策定しています。

平成2年12月、「ふるさと市町村圏」のモデル圏域に選ばれ、圏域の総合計画となる「ふるさと市町村圏計画」を策定し、広域的なソフト事業を行うための「ふるさと市町村圏基金」を造成しました。

これを契機に、地域が一体となって広域的に事業を進める機運が高まり、振興構想の実現に向け町村間で連携して事業に取り組むことにより成果をあげてきました。

平成11年4月、複数あった一部事務組合を統合することによる行政の効率化と介護保険、高度情報化、地域間交流などの新たな事業への広域的な取組を目的に広域連合を設立、23項目に及ぶ広域計画を策定しています。

平成21年3月、国は従来のふるさと市町村圏施策（広域行政圏施策）に代わり「定住自立圏構想」（注1）を掲げ、ふるさと市町村圏施策は平成21年3月31日をもって廃止されました。木曽地域の「ふるさと市町村圏計画」は役割を終えましたが、「ふるさと市町村圏基金」は「ふるさと基金」に名称変更し、引き続き運用し、これに基づく事業を推進しています。

木曽地域は人口5万人以上の中心市を持たないことから、定住自立圏として位置づけられず、国からの財政支援を受けられない状況にあります。「定住自立圏構想」に代わる新たな広域連携施策として、平成30年3月に長野県、構成町村、広域連合で木曽地域自立圏を立ち上げました。

（注1）「定住自立圏構想」とは、市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策のこと。（出典：総務省ホームページ）

現状と課題

令和2年国勢調査によると、木曽地域の人口は25,476人と前回の調査に比べ10.3%減少、高齢化率は42.6%となっており、あらゆる分野で「人」の確保が課題となっています。

木曽地域自立圏では、長野県から人的・財政的支援を受けており、移住定住支援・観光振興・景観形成といった広域連携推進事業を実施しています。他地域よりも人口減少・少子高齢化が10年進んでいる木曽地域での課題解決に向けた取組が、先進的な事例となることから、今後も人的・財政的支援が受けられるよう訴える必要がある一方で、新たに整備された高速ネットワーク網を活用し、住民の生活利便性を向上させることが急務となっています。

「ふるさと基金」は、定期預金等では低金利のため利回りが全く見込めないことから、国債による運用を行っています。今後は、「ふるさと基金」の運用先の見極めが重要であり、基金充当事業の見直しや基金の在り方などを含めた検討が必要な時期になっています。

今後の方針

「木曽地域振興構想」の理念を基に、構成町村との役割分担を図りながら、広域行政の機能強化と住民の福祉の向上に資するべく人材の確保・育成に努め、事務・事業を推進してまいります。また、住民の生活利便性向上に資するため、行政事務において ICT（注 2）を積極的に活用し、DX（デジタルトランスフォーメーション）（注 3）を推進します。

「ふるさと基金」の取扱いについては、構成町村と協議する中で、計画的で効率的な取扱いを検討します。

（注 2）ICT とは、「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した情報や知識の共有を重視するもの。

（注 3）DX とは、「Digital Transformation」の略称で、進化した IT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるもの。

施策

- 1 広域連合が行う各種事務事業において、人材の確保・育成とともに DX の推進並びに ICT 利活用を積極的に進め、住民の生活利便性向上を図ります。
- 2 基金の有効活用を図るため、安定した基金運用の方法を調査研究します。

2 広域的な課題の調査研究に関すること

ア 環境づくりの推進に関すること



主管：環境課

経 緯

今日における世界的な環境問題としては、気候変動、海洋プラスチックごみ汚染をはじめとした資源の不適切な管理、生物多様性の損失が挙げられます。これらの問題は、私たちの日常生活や社会活動に多大な影響を与えています。

わが国では、温室効果ガス削減に向け、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け、挑戦をすることを掲げています。（地球温暖化対策計画・2021年10月閣議決定）

また、温室効果ガスの排出量縮減するために、令和3年2月には木曽広域連合と木曽広域連合議会で「気候非常事態」を宣言し、5つの活動目標を決定しました。

現状と課題

木曽地域は、豊かな自然に恵まれ下流域の水源地でもあります。総面積の93%にあたる森林から、温室効果ガスの吸収効果、森林セラピーによる癒し効果があると研究結果から判明しており、重要な地域になります。そのため、木曽地域の自然環境を良好に保っていくために、環境の保全や水の保全を継続して担っていく必要があるほか、自然資源の循環的・効率利用を目指し、自然エネルギーの活用を図る必要があります。

不法投棄対策として、木曽郡不法投棄防止対策協議会を中心に、構成町村、関係団体にて不法投棄防止パトロールの実施、ごみ拾いなどの啓発活動また、不法投棄防止看板の設置などを行っていますが、投棄者の特定をできない現状です。このため、引き続きパトロールによる巡視・啓発活動を行う必要があります。

また、国連で採択されたSDGsでは、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

今後の方針

木曽地域での環境保全、資源循環型地域づくり推進のために、「気候非常事態宣言」や「SDGs」の取組について構成町村間で施策を統一し、今後の対応策について広域的に取り組んでいきます。

また、地球温暖化対策やエネルギー問題は、永続的な循環型社会構築の観点から、行政自らが環境に配慮した取組を率先して行い、郡民及び事業者の協力を得るために積極的な情報発信を行うとともに、大切な自然資源の保全、利活用の強化や廃棄物の適正処理、不法投棄対策等に取り組み、快適な住環境の維持に努めます。

施 策

1 環境づくりの推進に関する調査研究を行います。

- ① 環境保全
- ② ポイ捨て禁止条例に基づく施策の推進・啓発活動
- ③ 環境保全推進団体への参加
- ④ 自然エネルギー活用の調査研究
- ⑤ SDGsに関する目標達成への取組

2 広域的な課題の調査研究に関すること

イ 福祉及び保健医療の推進に関すること

主管：健康福祉課



経緯

福祉、保健、医療等民生関係施策は、頻繁に制度改正が行われており、行政機関はその経緯を踏まえ、適正な施策を構築していくことが求められています。木曾地域では、過疎化と少子高齢化が進む中であって、全ての住民の基本的な人権が尊重され、安心して生活を営むことができるように、福祉・保健・医療の連携による支援が求められています。

木曾広域連合では、福祉・保健・医療の方向性ときめ細かな連携等を行政へ提言することを目的に、「木曾広域連合福祉・保健医療懇談会」を設置し、懇談会活動を通じて様々な広域的課題の調査研究を行ってきています。

現状と課題

木曾広域連合福祉・保健医療懇談会の提言から、現在の木曾郡内の福祉・保健医療において対応が不十分な以下の課題が浮かび、今後どのような形で行政施策へ反映していくのかを検討する必要があります。

1 福祉関係

- (1) 発達障がい児への対応など多様化・複雑化する課題への支援や対応を行うため、福祉や教育の分野を超えた各関係機関の連携体制の構築が求められています。
- (2) 木曾圏域自立支援協議会の協議内容と連携した障がい福祉施策の展開が課題です。
- (3) 木曾病院の認知症疾患医療センターを活用した地域連携による認知症対応策の構築が求められています。
- (4) 分野をまたぐ福祉の課題として、以下が挙げられます。
 - ① 介護・福祉サービス事業所の人材確保と事業所存続のための方策の検討
 - ② ボランティア等の支え合い活動の実施体制の検討
 - ③ 木曾地域における成年後見支援センターの設置検討

2 保健・医療関係

- (1) 保健では、介護予防につながる生活習慣病の予防等の推進策が求められています。
- (2) 医療では、以下の課題検討が求められています。
 - ① 地域における医療機関の連携方法
 - ② 医師不足対策としてのオンライン診療導入
 - ③ 地域の看護師等確保策としての信州木曾看護専門学校への地元志願者増加策

3 福祉と保健・医療の連携

- (1) 福祉と保健・医療の総合的対策の検討としては、以下が挙げられます。
 - ① 大規模災害発生時の連携方法
 - ② 社会的弱者に配慮されたまちづくりへの対応
 - ③ 福祉と保健・医療連携における ICT 活用

(注)「障害」の表記について

木曾広域連合では、通例として長野県の『「障害」表記のガイドライン(平成 26 年 2 月 7 日制定)』を参考に「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記し、法令の名称や用語を用いる場合などは例外として「障害」を用いています。

今後の方針

木曽地域の福祉・保健・医療の課題を明らかにし、行政施策のあり方を見据えるため、木曽広域連合福祉・保健医療懇談会の活動を軸とし、調査研究を進めます。

施 策

- 1 福祉及び保健医療の推進に係る調査研究を行います。
 - ① 児童・家庭福祉、障がい児・者福祉、高齢者福祉、分野をまたぐ福祉の各課題の調査研究
 - ② 保健、医療の各課題の調査研究
 - ③ 福祉と保健・医療の総合的対策が求められる課題の調査研究

2 広域的な課題の調査研究に関すること

ウ その他広域にわたる重要な課題で 広域連合長が必要と認める事項に関すること



主管：地域振興課

経緯

構成町村に共通の課題で、広域的に行うことが望ましいと思われる事務（職員研修と人事交流、産業廃棄物の処理等）について、構成町村と共同で調査研究を行い、一定の結論を出してきました。介護保険事務全般や高度情報化施設整備等、新たに広域連合で行う事務として規約に追加されたものもあります。

平成 29 年に策定された『第 4 次木曽地域振興構想』では、木曽地域が目指す将来像を「自然、人、地域がつながる ふるさとづくり ～活力ある木曽の山里暮らし～」とし、木曽地域の豊かな自然環境の保全・活用、木曽の歴史・文化の継承と活用など、各種施策が推進されています。

現状と課題

国の進める「連携中枢都市圏構想」（注）や「定住自立圏構想」（P.1 参照）に該当しない木曽地域にとって、少子高齢化や人口減少に歯止めを掛けるためには、県との連携は不可欠なものとなっています。また、目まぐるしく変化する社会情勢や多様化する住民ニーズに対応するためには、広域的な対応が求められる行政施策が今後ますます増えることが考えられます。人口減少により構成町村の財政状況が厳しくなる中で、住民からは、より効率的な行政運営を求められており、広域的な課題に対応するため、構成町村や県と連携を深める必要があります。

（注）「連携中枢都市圏構想」とは、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策のこと。（出典：総務省ホームページ）

今後の方針

絶えず変化する社会情勢に伴い、広域的に検討すべき課題に迅速かつ的確に対応するとともに、第 4 次木曽地域振興構想の実現に向けて必要な調査研究を構成町村と連携を図りながら実施します。

施策

- 1 広域にわたる重要な課題に関する調査研究を行います。
 - ① 木曽地域振興構想の実現を図るための調査研究
 - ② その他地域振興に係る重要な課題を解決するための調査研究

3 景観基本構想の推進に関すること



主管：地域振興課

経 緯

美しい景観は、地域の「社会的共通資本」(注)であり、そこに住む者へ豊かな生活感や安らぎをもたらすだけでなく、産業や観光にとっても重要な資源と言えます。木曽地域の美しい眺望や歴史的景観は、木曽に暮らす人々の誇りであり、木曽を訪れる人に心の癒しを与える重要な財産です。

平成 6～10 年度に実施された木曽広域景観形成計画策定調査の結果を基に、木曽景観形成ガイドブック『木曽らしい風景をつくる』を平成 13 年度に発刊しました。このガイドブックは、広域圏としての施策と推進体制を提案しており、景観形成の指針となるものです。

平成 19 年に国土交通省が進める国民的な原風景を創成する運動を促す取組として「日本風景街道」がスタートしました。木曽地域では『こころのふるさと“木曽路”中山道』が登録され、美しい木曽路の景観形成に対する住民意識の高揚と景観保全に向けた様々な活動が推進されています。また、平成 29 年には、木曽風景街道推進協議会を中心とする 17 の宣言団体と 11 の賛同団体による「木曽路の眺望景観整備基本方針推進宣言」を発表し、木曽路の景観づくりの取組が始まりました。平成 30 年度からは、広域連携推進事業における支障木伐採などにより、美しい眺望景観の維持・向上に向けた取組が図られています。

(注)「社会的共通資本」とは、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置のこと。社会全体にとっての共通の財産。(提唱：数理経済学者 宇沢弘文)

現状と課題

木曽風景街道推進協議会を含めた地域住民や道路管理者等により、沿道景観の保全整備に取り組んでいますが、取組の主体となっていた年齢層が高齢化し、また人口減少により活動が縮小傾向にあります。そうした中、近年では、木曽路の道路沿線の景観のみならず、樹木の手入れが行き届かないことにより河川や景勝地の眺望が損なわれ、耕作放棄地の増加に伴い、山里の風景が変わりつつあります。木曽の美しい景観は重要な観光資源であり守っていく必要があります。眺望景観の修景に向け、適切な森林管理や農地の保全、商業看板のあり方に関する研究等が求められています。

木曽風景街道推進協議会が、継続的な事業を展開するためには、安定的な財源確保が課題となっています。現在、豊かな環境づくり木曽会議からの支援により特定外来生物に指定されている外来植物の駆除作業を行っています。住民と行政、各種団体や民間企業等と協働、連携し、外来植物の駆除等を含めた木曽路の景観形成に対する住民の理解と意識醸成が不可欠です。

今後の方針

美しい自然や歴史的・文化的資源を活かした、木曽らしい沿道景観、商業空間、居住空間を形成するために、木曽に暮らす人や木曽を訪れる人の視点から見た木曽路に相応しい眺望景観を地域住民、県、構成町村、民間団体等と連携して整備します。商業看板の設置規制などを含め、木曽の景観形成や修景に向けた調査研究を行います。

施 策

- 1 「日本風景街道」事業との連携を図り、木曽路の美しい眺望景観の整備に取り組みます。
- 2 景観に配慮した構造物等の建設規制に関する調査研究を行います。
- 3 木曽景観形成ガイドブックの改定に向け調査研究を行います。

4 公共サインの設置及び管理に関すること



主管：地域振興課

経 緯

木曽広域公共サインシステム整備事業は、木曽地域振興構想に基づく木曽地域景観形成事業の主幹事業として、平成 7 年度から調査、設計がされ、平成 9～13 年度にかけて国・県の補助金等を活用し、デザインを統一した案内看板（圏域サイン、町村サインなど）の整備が木曽圏域内で集中的に行われました。その後、国道 361 号伊那木曽連絡道路（権兵衛トンネルなど）の開通等による未整備地区の案内看板を整備し、これまでに 1,000 基を超える公共サイン整備が完了しました。平成 27 年度から 4 か年かけ圏域誘導サインの照明器具を交換し LED 化しました。

この整備事業は、町村の枠を越えた広域的な整備事業として評価を得ており、平成 13 年には長野県の「美しい信州の景観づくり功労賞」を受賞しています。

現状と課題

木曽圏域内の公共サイン整備は、平成 18 年度をもって概ね完了し、以後は維持管理に努めています。スキー場等の名称変更や、道路改良に伴うルート変更などにより、随時、盤面の表記内容等を改修するとともに、維持管理経費削減のため照明器具の LED 化を実施しました。外国人観光客の増加が予想される中、多言語表記のサイン整備が求められています。

既存の公共サインは多くが設置から 20 年以上経過していることから、維持修繕、保守点検を計画的に進めるとともに、更新時期や設置の必要性を含め検討する必要があります。

今後の方針

木曽路の良好な景観形成に向け、既存公共サインの適切な維持管理と更新時期を見据えた必要性の検討を行います。

施 策

- 1 公共サインの改修、維持管理を行います。
 - ① 適切な維持管理計画の策定
 - ② 圏域サインを中心とした適切な改修と必要性の検討
 - ③ サイン周辺の環境整備

5 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関すること



主管：総務課

経緯

行政機関が組織で使用するものとして保有する文書や電子データの開示を求めることができる「情報公開制度」並びに行政機関における個人情報の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護することを目的とする「個人情報保護制度」の運用にあたり、情報公開及び個人情報保護に関する条例が平成 13 年 1 月 1 日から施行され、関係規則規程の整備を行って情報公開及び個人情報保護に対応してきました。令和 3 年「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立したことにより個人情報保護法が改正され、今後地方公共団体も国と同一のルールが適用されることになり、令和 5 年 4 月より全面施行されます。

木曽地域では、広域化による効率的な運営を図るため、構成町村に係る審査事務は、一括して広域連合で取り扱っています。

現状と課題

開示請求に対する非公開の決定や個人情報の開示制限などに関する不服申立てについて審議する情報公開及び個人情報保護審査会は、委員 5 名（任期 2 年）で構成されています。

審査会は、構成町村及び木曽広域連合の関係条例で実施機関として定められた機関の諮問を受け、必要に応じ開催しています。

今後の方針

実施機関から諮問があった場合にすばやく対応できる体制を維持し、適正な審査を行えるよう、事例研究等情報収集に努めます。

施策

- 1 実施機関から諮問が出された場合、速やかに審査会を開催し適正な審査に努めます。

6 行政不服審査会の設置及び運営に関すること



主管：総務課

経 緯

行政庁の違法または不当な処分に対し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができる制度である「行政不服審査制度」の改正を受け、行政不服審査法施行条例が平成 28 年 4 月 1 日から施行され、関係規則規程の整備を行い対応しています。

木曽地域では、広域化による効率的な運営を図るため、構成町村に係る審査会事務は、一括して広域連合で取り扱っています。

現状と課題

行政不服に関する審査請求に関して、実施機関の裁決案について審議する行政不服審査会は委員 5 名（任期 2 年）で構成され、構成町村及び木曽広域連合の関係条例で実施機関として定められた機関の諮問を受け、必要に応じ開催しています。

今後の方針

実施機関から諮問があった場合にすばやく対応できる体制を維持し、適正な審査を行えるよう、事例研究等情報収集に努めます。

施 策

- 1 実施機関から諮問が出された場合、速やかに審査会を開催し適正な審査に努めます。

7 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関すること



主管：健康福祉課

経 緯

老人福祉法第 11 条により、市町村は、65 歳以上の者で経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させる措置を採ることとされています。

木曽郡内では、木曽寮が唯一の高齢者措置施設であり、従前より養護老人ホームの管理運営事務の一つとして、木曽広域連合で措置入所判定委員会を設置し、対象者の入所判定を行っています。

現状と課題

委員 5 名により委員会を年 2 回開催し、令和 3 年度は 6 名の判定を行いました。令和 4 年 9 月 1 日現在の入所待機者は 9 名となっています。

地域の医師不足などにより、専門性を持った委員会委員の担い手確保が課題であり、オンライン参加での審査も視野に入れ、郡外地域の専門家による委員確保の検討も必要です。

今後の方針

今後も専門性を持った各委員との調整を行い、的確な措置入所判定事務を行います。

施 策

- 1 定期的、また非常時等臨時的な委員会の開催により、入所措置に対応します。

8 養護老人ホーム（木曽寮）の設置及び管理運営に関すること



主管：木曽寮

経 緯

昭和 38 年度に移転改築により現施設建設後、昭和 48 年度及び 59 年度の増改築で、養護 76 名、短期養護 2 名、計 78 名定員の施設となり、平成 4 年度には定員 32 名の小規模特養施設を併設しました。平成 11 年度からは運営主体を「木曽老人施設組合」から「木曽広域連合」に移管しています。

平成 18 年度には個人契約型施設として居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所を施設内に開設し、平成 22 年度には特養施設を廃止しました。

施設の老朽化対策として平成 28 年に「木曽寮あり方検討委員会」が設置され、災害対策や生活の質、障がい者と高齢者の共生、運営費用の効率化などについても検討され、その結果から、平成 29 年度に「木曽寮改築の基本方針」、平成 30 年度に「木曽寮移転改築基本構想」が策定され、課題の解決策として施設移転改築及び民間事業者への指定管理移行が決定しました。その構想に沿って令和元年度に「木曽広域連合養護老人ホーム木曽寮移転改築基本計画」が策定され、令和 4 年より新施設の建設が進められています。

現状と課題

1 施設運営関係

- (1) 介護保険制度による介護予防の効果、人口減少などにより、長期入所者が減少し、家庭の事情等による短期入所制度の利用が増加しています。このような状況の変化に対し、入所定員確保のための更なる施策が必要です。
- (2) 長期入所者については、介護度の上昇が課題となっており、支援員の恒常的な不足が伴って、支援の不足、職員の負担増につながっています。
- (3) 国が要求する共生型社会の実現と施設の効率的な運営などを目指して指定管理への移行を確認、現在試行中です。運営主体の指定管理により上記課題等、種々の課題解決となり、なおかつ現在の入所者がストレスなく転居できるよう、体制及び計画実施を進める必要があります。

今後の方針

- 1 令和 6 年 4 月からの指定管理について、管理条件の設定や運営計画等、今後できる限り具体的な調整を行います。
- 2 指定管理後の養護に関する施策について、構成町村と指定管理者の調整を行います。

施 策

- 1 運営主体の移行については、次の通り実施します。
 - ① 継続的運営が可能となる運営計画の検討と、相互の同意による負担の条件決定
 - ② 支援体制の充実
 - ③ 転居による入所者負担軽減策、ケアの実施
- 2 移行後の事業運営支援については、次の通り実施します。
 - ① 施設運営上、制度等に関する課題と、解決するための支援体制構築
 - ② 木曽地域における保護を必要とする高齢者への対応・施策の調整
 - ③ 土地・設備管理及び賃貸借事務

9 介護保険に関すること



主管：健康福祉課

経 緯

木曽地域における介護保険事業は、平成 12 年度の介護保険制度開始においては、保険者業務は構成町村が担い、介護認定審査会の設置及び運営については、木曽広域連合が行ってきました。

その後、平成 15 年度の介護保険料改定に合わせ、保険者業務は、保険財政安定を主な目的に広域連合に移管され、広域連合策定の介護保険事業計画に基づく保険者業務が開始されました。これにより構成町村ごとに異なっていた介護保険料は木曽郡内で統一されています。

介護保険事業計画は 3 年を一つの単位としていることから、第 6 次広域計画の期間中には、令和 5 年度の第 8 期計画、令和 6 年度から 8 年度までの第 9 期計画、令和 9 年度の第 10 期計画と 3 つの計画による事業を実施します。

現状と課題

令和 3 年度末時点において、木曽広域連合が保険者として対象とする地域は構成町村、被保険者数は約 11,000 名であり、総務費、給付費と地域支援事業費等令和 3 年度介護保険特別会計歳出決算額は、約 39 億円でした。

当広域連合で行う事務は、保険者としての介護保険業務全般ですが、住民の利便性に配慮し、窓口業務、認定調査業務など一部の事務は構成町村と連携しています。

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような仕組みづくりである「地域包括ケアシステム」の構築が全国的に推進されており、木曽地域においても地域特性に応じたシステムづくりが求められています。これまでの取組を発展させ「医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援」が包括的に確保できる体制づくりの強化が求められています。

また、過疎と少子高齢化の続く木曽地域においては、高齢化に伴う介護人材の減少、介護事業所の縮小も進み、介護提供体制の確保も課題となっています。

介護保険はその複雑さから、住民の利便性向上が求められる制度ではありますが、要介護認定の申請等の介護関係 11 手続きについては、第 5 次広域計画中にオンライン手続きが可能となりました。今後、第 6 次広域計画中に予定されている全国共通仕様による介護保険システム改修を経て、さらに住民の利便性を高めるシステムとすることが課題となります。

今後の方針

住民が安心できるよう、より使いやすく、利便性の高い介護保険運営を適切に行います。

令和 6 年度からの第 9 期介護保険事業計画においては、第 8 期計画までに構築してきた地域包括ケアシステムをさらに進め、「医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援」が包括的に確保できる体制づくりの強化に努めます。また、令和 9 年度からの第 10 期計画では、課題整理に基づく体制見直しの検討も行います。

このため、介護給付管理、介護認定、介護予防事業、事業所指定等の事務の適正かつ効率的な処理に努めます。

さらに、構成町村の地域包括支援センターを中核拠点として、要介護・要支援になるおそれのある高齢者を対象とした運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり、認知症予防等を

含めた総合的な介護予防事業、総合相談・支援事業、虐待防止等の権利擁護事業などの地域支援事業の充実に努めます。

施 策

- 1 第9期(令和6～8年度)、第10期(令和9～11年度)の各介護保険事業計画を策定し、新たな介護保険料を算定します。
- 2 介護給付事業及び介護予防給付事業として、居宅、地域密着型、施設の各サービスに係る給付等を行います。
- 3 地域支援事業として、構成町村の地域包括支援センターを中核拠点とした介護予防・日常生活支援総合事業、総合相談・支援事業や介護保険者が実施する介護給付適正化事業等の任意事業などを行います。
- 4 介護保険者として地域密着型サービス事業者の指定・指導監督のほか、介護等サービス事業者の指導を行います。
- 5 介護保険支払準備基金は、介護保険料抑制に向けた有効活用のため適正に管理を行います。

10 成年後見制度の中核機関に関すること



主管：健康福祉課

経 緯

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議などにおいて判断能力の不十分な人を保護し、支援するため民法改正により制定された制度で、平成 12 年 4 月に施行されました。

制度の中核機関は、家庭裁判所、弁護士・司法書士等法律専門職、福祉・医療関係者などによる「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域の権利擁護を果たすよう主導する役割を担い、国の定める成年後見制度利用促進基本計画で市町村単位を基本に設置が求められているものです。

木曽地域においては、令和 4 年度からの中核機関の設置について、構成町村等関係機関で検討した結果、構成町村単位で設置せず、木曽広域連合に木曽圏域としての中核機関を置くこととなりました。

現状と課題

木曽圏域の成年後見制度中核機関を設置する木曽広域連合と構成町村で、成年後見制度に係る事務の分担を図った上、成年後見制度利用促進協議会の設置と利用促進基本計画策定により、圏域の成年後見制度利用促進の実施体制を整えてきています。

受任者の確保、後見人支援策や法人後見のあり方などが課題です。

今後の方針

中核機関としての機能を発揮するため、地域連携のためのネットワークの柱となる「成年後見制度利用促進協議会」により、地域における法律及び福祉・医療の連携を図ります。

その上で、受任調整等の制度利用促進、後見人の支援を行いつつ、成年後見制度の利用促進につながるよう広報に努めます。

併せて、木曽地域における成年後見制度運営上の検討課題となっている任意後見支援、法人後見のあり方等の検討を進めます。

施 策

- 1 成年後見制度利用促進協議会の運営を行います。
- 2 成年後見制度利用促進の広報に努めます。
- 3 受任調整会議等制度利用の促進を図ります。
- 4 チーム、親族後見人等後見人の支援を行います。
- 5 任意後見支援、法人後見のあり方等課題の検討を行います。

11 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の 設置及び運営に関すること



主管：健康福祉課

経 緯

平成 18 年 4 月より「障害者自立支援法」が施行され、障害程度区分認定審査会が木曽広域連合事務として開始されました。「障害者自立支援法」は、平成 24 年 6 月に「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、障がい者の定義に「難病等」が追加されることとなりました。さらに、平成 26 年 4 月より、障害程度区分が障害支援区分に改められ、審査判定基準の見直しも行われています。これにより、障害程度区分認定審査会から障害支援区分認定審査会へと名称を変更し、運営してきました。

現状と課題

認定審査会は 1 合議体とし、緊急案件がある場合を除いて、毎月 1 回の開催としています。平成 30 年度から令和 3 年度までの認定数は延べ 341 件であり、審査会における二次判定変更数は 46 件でした。

地域の医師不足などにより、専門性を持った審査会委員の担い手確保が課題であり、オンライン参加での審査も視野に入れ、郡外地域の専門家による委員確保の検討も必要です。

今後の方針

今後についても基準に沿った適正な審査会運営と認定に努めます。

施 策

- 1 支援給付の支給決定者である構成町村との連携を図り、適切な審査会の運営に努めます。

12 障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関すること



主管：健康福祉課

経 緯

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業のうちの相談支援事業は、市町村が行う事業として位置づけられました。それにより、市町村には相談支援体制の構築を図るとともに、相談支援事業を効果的に運営するために、「地域における障がい福祉に関わる関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」として「自立支援協議会」の設置が求められました。

木曽圏域においては、構成町村共同で平成 19 年 3 月「木曽圏域自立支援協議会」を設置し、構成町村持ち回りで会長及びその事務局を務め、事務局の一部事務を専門事業者に委託する形で協議会運営を行ってきましたが、頻繁な体制変更による事業や組織運営の継続性が保てないことや、木曽圏域全体に係る広域的な検討の困難性、さらには構成町村一般職が会長を務めることによる事務処理と組織運営の煩雑さなどが課題となっていました。

これらの課題への対処方法を構成町村等関係機関で検討した結果、令和 4 年度から木曽広域連合に事務局を設置し、厚生担当副連合長である町村長が会長を務めることとなりました。

現状と課題

協議会の実施体制は見直されましたが、事務局の一部の事務は引き続き専門事業者に委託を行っています。

事務局の固定化による事業の継続的な実施により、広域的課題への対応が求められています。

広域的課題の一つとして、教育現場においては、発達障がい等を背景とする学校不適応による小中学校の不登校児童生徒への支援が喫緊の課題であり、より充実したサポート体制の構築が急がれています。福祉として小中学校前後の年齢も含めた未成年者全体の発達障がいへの対応が求められる状況があり、人材確保を含む支援体制づくりの検討が必要です。

今後の方針

相談支援事業をはじめとする障がい者の支援体制整備の協議を行い構成町村の施策へ反映させることが目的であり、それを踏まえた上で各種事業に取り組みます。

広域的課題解決のため、障がい理解についての啓発活動やホームページによる情報発信機能の充実、専門部会のあり方などを検討するほか、将来的な児童発達支援センター設置に向けた研究などを行います。

施 策

- 1 協議会の意思決定会議（全体会、運営協議会）、実務者会議等の運営に努めます。
- 2 障がい者の支援体制整備のため専門部会との連携を図るとともに、専門部会のあり方を協議します。
- 3 障がい理解についての啓発活動のためホームページ等情報発信機能の充実を図ります。
- 4 地域資源マップの活用方法について検討します。
- 5 児童発達支援センター設置に向けて研究を行います。

13 休日及び夜間の一次救急医療に関すること



主管：健康福祉課

経 緯

平成 6 年 1 月から木曽郡町村会の業務として行われていた休日及び休日夜間の一次救急医療業務を木曽広域連合が引き継いで行っています。

現在の休日及び夜間における一次救急医療については、医師は信州大学医学部からの派遣、看護師は地元有資格者の雇用、実施場所は木曽病院の施設の一部を借用の形で実施しています。また休日の昼間は、木曽医師会及び木曽郡歯科医師会の在宅当番医制がこの機能を補完しています。

現状と課題

令和 3 年度は、年間 123 日間の稼働で延べ 2,224 名の受診がありました。当業務は、交通事故、スキー事故等による郡外者の利用もあり、一年を通じて需要が多い状況です。

木曽病院を利用した休日及び休日夜間の一次救急医療体制の実施は、高齢化が進む木曽地域においては重要な施策であり、医師や看護師の不足が地域的課題となる中、これら医療従事者の継続的な安定確保が最大の課題となっています。今後、遠隔診療の動向によっては、医療従事者不足を補う手段として一次救急医療での活用も検討していく必要があります。

また、県境をまたぐ救急搬送においては、県ごとの対応手順の違いなどから医療機関受け入れの困難性が顕在化しており、「他圏域との連携」の円滑化を図ることも課題です。

今後の方針

木曽病院の施設を利用し、信州大学からの医師派遣により実施している現行の体制を維持するために、木曽病院・信州大学など関係機関との連携、協力体制維持に努めます。

安定的な一次救急医療体制の維持、他圏域を参考とした整備の充実、改善についても研究を行います。さらに、看護師については、木曽医師会や構成町村と連携し、確保に努めます。

施 策

- 1 医師・看護師確保による実施体制の充実を図ります。
- 2 他圏域との連携の円滑化に向けた検討・協議を行います。
- 3 一次救急医療に関する調査研究により、より良い制度運用を図ります。

14 葬斎センターの設置及び管理運営に関すること



主管：環境センター

経 緯

平成 6 年の使用開始から 28 年が経過し、設備の保守点検及び設備機器の修繕、更新を行いながら、施設の維持に努め現在に至っています。施設は、火葬炉 3 基を備え、1 日最大 6 人の火葬に対応しています。また毎年、火葬炉耐火物修繕工事を 1 炉ごとに実施しています。遺体運搬業務は郡内の民間業者に委託し、平成 29 年度から管理業務を民間業者に委託しました。

現状と課題

施設の現状は、維持計画に沿った定期的な修繕、設備更新を実施していることから順調に稼動しています。また新型コロナウイルス感染症については、構成町村及び関係施設との連携実施可能な対策で対応しています。

火葬業務を民間委託としましたが、将来的に指定管理の導入を考える必要があります。また火葬の申し込みは、オンラインで利用できる研究が必要です。

今後の方針

計画的に設備の修繕及び更新を行い施設の維持に努めます。また、火葬業務を委託した業者と連携を図り、管理業務の向上に努めると共に火葬業務の効率化について研究をしていきます。特に感染症対応については、関係機関と連絡を取り、適切な対応を行います。

施 策

- 1 計画的な点検整備、修繕工事及び設備更新を実施します。
- 2 感染症等への対策を適切に行います。
- 3 火葬の申し込みについて、利便性向上の研究をします。
- 4 全般的な施設管理運営の民間委託（指定管理者制度）の調査研究を行います。

15 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること



主管：木曽クリーンセンター

経緯

統合された木曽クリーンセンターの老朽化に伴い、平成 23 年度より新ごみ焼却施設建設整備検討委員会を設置し、延べ 24 回の会議を重ねた結果、隣地にあった木曽町温水プール跡地に地元の同意を得て新ごみ処理施設を建設し、平成 30 年 4 月より本格稼働を開始しました。

旧施設の南部クリーンセンターを平成 30 年度、木曽クリーンセンターを令和 2～3 年度にかけて解体事業を実施、その後旧施設跡地にリサイクルストックヤード建設を行い令和 4 年 1 月より運用を開始しました。

現状と課題

木曽クリーンセンターは、24 t/日の処理能力のうち、災害ごみの処理を考慮して 20 t/日以下まで処理量の減量化（計画）を考えています。令和 3 年度は 5,251t（21.5 t/日）のごみ量であったので、さらにリサイクルを推進し、一般廃棄物処理基本計画に沿ったごみの減量化を進める必要があります。

不燃ごみ処理施設は、平成 4 年度の稼働から 30 年が経過しており、老朽化による今後の維持管理が困難になると予測されるため、令和 4 年度に実施した不燃処理施設の精密機能検査結果に基づき、今後の施設のあり方検討を行う必要があります。

また、ガラスや陶器の破砕物は、王滝村にある安定型最終処分場で埋立てを行っていますが、埋立容量残量を含め、今後のあり方について、計画の見直しや管理方法について検討が必要となります。

木曽郡の廃棄物処理を継続するにあたり、廃棄物処理に係る職員の育成を図るとともに、民間委託を含めた職員配置を早急に行い、適切な廃棄物処理運営を行う必要があります。

焼却残渣や飛灰の処理については、東日本 2 箇所、西日本 1 箇所、有事の際を考慮して、リスクの分散を図っています。

今後の方針

ごみ処理施設の適切な施設維持運営を図り、令和 4 年 1 月に運営を開始したリサイクルストックヤードの利活用を含めた資源循環を推進します。

不燃処理施設の老朽化による機械更新には多額の費用が必要なため、施設のあり方について建設費や維持管理費を含めた検討を行います。

施策

- 1 廃棄物処理施設全体の適正な運営管理及び施設運営方針を検討します。
- 2 ごみ減量化を推進します。
- 3 リサイクルストックヤード活用により、再資源化へ誘導します。

16 循環型地域づくりの推進に関すること



主管：環境課

経緯

循環型社会の形成を推進する基本的な取組として「循環型社会形成推進基本法（循環基本法）」の制定に続き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源有効利用促進法等が 3R（注）を基本に改正がなされ、さらに資源循環に関連する各リサイクル法についても順次整備され、廃棄物・リサイクル分野の法律は大きく前進しました。

木曽地域では、これまでに行われていた資源分別に加え、構成町村でガラスビン・ペットボトル・ダンボール・古紙類等のリサイクル回収が開始されました。平成 14 年 4 月からリサイクル広場でのリサイクル品持込受入を開始し、資源回収システムの整備を行いました。また、循環型社会形成推進交付金事業により、旧木曽クリーンセンター跡地へリサイクルストックヤードを建設し、新たに資源循環の拠点として運用を開始しました。

平成 15 年 4 月から住民を主体とした循環型地域づくり推進懇談会を設置しました。同会からは平成 16 年 4 月に、「木曽地域の循環型地域づくり推進に関する提言」が提出されました。その際に提言された食品残渣の資源化については平成 17 年度から生ごみ、食用廃油の分別回収として段階的に実施してきました。また、平成 19 年度からは衣類、平成 22 年度からはプラスチック容器の分別回収が開始され、さらに同懇談会では、木曽地域において住民ができる範囲での SDGs への寄与、資源循環利用の更なる推進、環境負荷軽減のために実施すべき内容を提言としてまとめました。

（注）3R：Reduce(リデュース)=ごみになるものを減らす。食べ残しをしない等。発生抑制。

Reuse(リユース)=物を大切に使い、使える物は、繰り返し使うこと。再利用。

Recycle(リサイクル)=ごみを資源として再び利用すること。再資源化。

現状と課題

現在、木曽地域においてはリサイクル関連法に定められた全ての品目の資源循環システムが構築されています。また、生ごみ、食用廃油、衣類等の、法に定められていない品目についても資源化が推進され、住民のリサイクル意識の高まりとともに分別回収が定着してきています。しかし、可燃ごみ処理施設に搬入されるごみには、いまだ紙ごみやプラ容器類等が多く見受けられることから、更なるリサイクルへの誘導を図る必要があります。

令和 4 年 4 月にはプラスチック資源循環促進法が施行されるなど、「循環型社会形成促進基本計画」に基づき、今後もさらなるリサイクル品目が定められていくと想定されます。

今後の方針

従来の大量生産、大量消費・大量廃棄型社会から、循環型社会への転換が求められています。そのためには、発生制御、再利用による廃棄物の減量化の取組を推進するとともに、不要になったものは再資源化を推進するなど、住民が取り組みやすい方法の研究、導入を進め更なるごみ減量化、資源循環推進を目指します。

また、現在取り組んでいる循環型社会形成に向けた施策に加え、更なる資源循環施策についても調査研究を進めるとともに、国が新たに指定する品目の資源分別についても積極的な導入を検討します。

施 策

- 1 リサイクルの推進を行います。
 - ① 3R を基本とした資源循環の啓発
 - ② 住民・事業者・自治体が一体となった資源循環システムへの取組
 - ③ 資源物分別指導、資源循環システムの改良・推進
 - ④ 製品プラスチックの分別回収と資源化導入の検討
- 2 循環型社会構築の推進を行います。
 - ① 循環型地域づくり懇談会の運営
 - ② 分かりやすい資源循環システムの構築

17 し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること



主管：環境センター

経緯

平成2年の供用開始から33年が経過していますが、日々の保守点検、設備機器の補修、修繕、更新を行い維持管理に努めています。し尿収集、浄化槽清掃業務は、搬入の調整をしながら全て民間委託としています。

現状と課題

令和3年度の処理量は14,147kl（し尿4,012kl、浄化槽汚泥10,135kl）で、1日当たりの処理量は38.7kl/日（365日/年稼働）となっています。郡内の人口減少、汲取りのトイレの水洗化に伴い、し尿収集量は減少傾向で、浄化槽及び農業集落排水の汚泥、清掃水の処理量は増加し、全体的に処理量は微増傾向となっています。施設の処理能力は80kl/日（2基）であるため、現在、1基は休止し、1基で処理しています。

施設は、定期的な保守点検や補修、修繕、設備更新を実施し、安定的な稼働に努めています。また、環境センターから排出される脱水汚泥は、民間施設（最終処理場）で堆肥化しています。

課題として、当初、当施設はし尿処理を専門としていましたが浄化槽の汚泥、清掃水の増加に伴い処理に負荷がかかり、今後、処理方法の改善が急がれます。し尿処理プラント自体の存続については、汚泥集約センター、構成町村施設を含めた方針が必要です。また、職員の高齢化が進んでいるので、新たな体制作りも必要です。

今後の方針

施設の機能を維持するため、計画に沿った設備の修繕、機器の更新を実施し、機能の維持に努めます。また、浄化槽汚泥、清掃水の増加で処理に負荷がかかるため改良計画等を検討し、実施します。

隣接する汚泥集約センターと当施設（し尿処理場）の一体化など、効率的に処理ができる方法を研究、検討します。

施策

- 1 機器類の点検及び維持計画に沿った補修、修繕工事及び設備更新を実施します。
- 2 浄化槽汚泥、清掃水の増加への対応は、施設の改良、薬剤投入など行い運転管理方法を研究します。
- 3 施設の管理運営が維持できる体制を構築します。
- 4 し尿と下水道汚泥の一体化処理の方法を研究、検討します。
- 5 脱水汚泥の資源化、有効活用及び最終処理場のリスク分散対応を行います。

18 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関すること



主管：環境センター

経 緯

汚泥集約センターは平成15年の供用開始から19年が経過しました。施設内の設備は日々の保守点検、修繕工事及び設備更新を行いながら安定した処理を続けています。脱水汚泥の処分は、平成23年度から全量県内の産業廃棄物処理業者で、肥料化による有効活用をしています。

現状と課題

令和3年度の下水道の汚泥処理量は10,860 m³で、施設の処理能力は103 m³/日で、1日当たりの処理量は50.3 m³/日（216日/年稼働）となっています。設備は日々の点検及び設備修繕、機器の更新により安定的に稼働をしています。

令和10年度に汚泥脱水機が目標としている耐用年数になるので、定期点検結果で延命か更新を判断していきます。

汚泥集約施設に隣接する環境センターは33年が経過しているので、当センターと構成町村施設との調整も含めて新たな方針が必要です。また、施設管理は職員の高齢化が進んでいるので、新たな体制作りも必要です。

今後の方針

汚泥集約センターと隣接するし尿処理場との一体処理の研究、検討を進めます。また、構成町村施設も含めて効率的な運用の研究をします。施設維持のため、計画に沿った設備の修繕、機器の更新を実施し、施設の安定的な稼働に努めます。また、施設で処理した脱水汚泥は民間施設(最終処理場)で堆肥化しています。

施 策

- 1 機器類の点検及び維持計画に沿った修繕工事、設備更新を実施します。
- 2 施設管理運営が維持できる体制を構築します。
- 3 し尿と下水道汚泥の一体処理の方法を研究、検討します。
- 4 脱水汚泥の資源化、有効活用及び最終処理場のリスク分散対応を行います。

19 広域的な観光振興に関すること



主管：地域振興課

経緯

木曽地域は「平成の大合併」により 6 町村となりましたが、長い歴史により培われた「木曽路」としての繋がりや、圏域の枠を越え今も続いています。具体的には、馬籠宿を有する岐阜県中津川市と、奈良井宿を有する塩尻市は、木曽観光連盟の会員として参画し、広域的な結びつき・連携は変わらず続いています。平成 28 年 4 月に、「木曽路はすべて山の中 ～山を守り 山に生きる～」が日本遺産に認定され、構成町村の他、塩尻市、中津川市と共に、日本遺産木曽路のストーリーや文化財の活用に取り組んでいます。

観光振興の面では、平成 18 年の「観光立国推進基本法」の制定、平成 19 年の「観光立県長野再興計画」の策定など観光産業や観光振興を重視する諸施策を背景として、平成 21 年度に「木曽地域広域観光振興計画」を策定し、情報発信拡充や木曽路特産品認証、スローフード街道、観光ガイド育成など取り組んできました。平成 30 年度には、木曽地域振興局とともに「木曽観光地域づくり戦略プロジェクト」を策定し、滞在プログラムの創出、ヘルスツーリズム、ガイドを重点プロジェクトとして取り組みました。

現状と課題

年間 600 万人を超えた観光客は平成 8 年をピークに減少を続け、スキー場及びゴルフ場利用者の激減や、通過型観光客の増加等、観光産業を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。平成 26 年 9 月に発生した御嶽山噴火災害による影響は 8 年を経過した現在も、地域経済全体に深刻な打撃を与えており、構成町村、県等関係機関が一丸となり観光客回復に向けて取り組んでいます。火山活動の継続的な計測や登山者の安全対策を図るとともに、噴火災害の教訓を伝える御嶽山ビジターセンターの設置など災害復興に向けた取組が進められています。

日本遺産木曽路の構成文化財「中山道」歩きは欧米人に人気があり、馬籠宿から妻籠宿間を歩いた欧米人は、平成 30 年度には、平成 21 年度比 5.4 倍の 31,400 人と過去最高を記録しました。新型コロナウイルス感染症により現在は激減していますが、アフターコロナに向け、一部エリアでとどまっている外国人観光客を木曽エリア全体へ誘導するための仕組みが必要で、日本遺産木曽路のストーリーを活用した更なる観光振興策の検討や、民間団体との連携が求められています。また、木曽の美しい景観は重要な観光資源であり、磨き上げていく必要があります。

民間団体との連携の一つとして、令和元年度から「木曽観光地域づくり戦略プロジェクト」による、滞在プログラムの創出や、新たな体験型メニューの検討・実施が行われています。新たな観光資源の掘起こしや、今ある観光資源に更なる磨きをかけていくための取組であり、地域住民や関係機関と協力、連携を図っています。

木曽観光連盟と連携する中で近しい事業を行っていますが、互いの役割を明確にすることが求められています。観光情報の発信を木曽観光連盟に集約するなど見直しを図るとともに、より効率的、効果的な情報発信について関係機関との連携が必要です。

観光事業を推進する上で、木曽地域へのアクセス向上は必要不可欠です。令和 6 年度開設予定の神坂スマートインターチェンジを活用した高速道路網へのアクセスやリニア中央新幹線を含めた JR 東海との連携、信州まつもと空港や中部国際空港との連携により、国内の観光客やインバウンド客の取り込みなど広い視野を持って観光振興に役立てていく調査研究が必要です。

今後の方針

日本遺産木曽路のストーリーを活用するために、木曽観光連盟と連携した積極的な情報発信と、構成町村や民間団体と連携した広域的な観光振興策を研究、推進します。第2期木曽地域広域観光振興計画（木曽観光地域づくり戦略）に基づく事業推進のための支援や将来を見据えた事業の見直しを行います。景観を木曽地域の貴重な観光資源として捉え、景観事業との連携を強化します。また、新たな交通体系の活用など、広域的な観光振興に関する研究を行います。

施策

- 1 日本遺産木曽路のストーリーを活かした観光振興を進めます。
 - ① ブランド価値向上のための環境整備
 - ② 誇りある歴史文化の周知と活用促進
 - ③ 手打ちそば・すんき・朴葉巻き等の食の活用促進
 - ④ SNS等を活かした情報発信の拡充
 - ⑤ 民間団体による積極的な活用推進
- 2 木曽地域広域観光振興計画（木曽観光地域づくり戦略）に基づく事業を実施します。
- 3 広域的な交通網体系の観光活用を研究します。
 - ① 神坂スマートインターチェンジの活用
 - ② 中央線の活用として、JR 東海との連携
 - ③ リニア中央新幹線開業後の活用
 - ④ 信州まつもと空港や中部国際空港の活用

20 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関すること



主管：地域振興課

建設課

経緯

木曽地域における幹線道路網の整備については、平成元年度に策定された「第1次木曽地域振興構想」において「木曽地域交通ネットワーク構想」が掲げられ、基本的な方向づけがなされています。また、平成7年に作成された「木曽地域道路網構想調査」の基本構想では、国道19号の整備促進と共に、その代替路として木曽川右岸道路を位置付けており、長野県や構成町村においてその整備促進が図られています。

平成18年2月には、国道361号の地域高規格道路「伊那木曽連絡道路」が開通し、伊那と木曽が直接結ばれました。伊那市と木曽町が所要時間30分で通年通行が可能となったことから、利便性の向上に伴い様々な圏域交流が進んでいます。

平成19年3月には、木曽地域交通網対策協議会が設立され、数ある道路整備の期成同盟会を統括し、国や県、構成町村による道路整備の推進に協力しています。

現状と課題

急峻な谷間に集落の点在する木曽地域の主な幹線道路網は、南北を貫く「国道19号」と東西に貫く「国道256号」、「国道361号」、国道19号の補完的な役割である「木曽川右岸道路」があります。

これらの路線は、産業活動や地域の生活を支える重要な社会基盤であり、大規模災害等の発生時には、いずれも第1次緊急輸送路となる重要な幹線道路です。

1 国道19号

国道19号は、重要物流道路として物流や産業・観光・文化を支えており、地域住民の生活道路また観光客のアクセス道路として最も重要な社会基盤です。大規模災害等の発生時には、第1次緊急輸送道路としても極めて重要な役割を担っており、国道19号の閉鎖は地域の経済産業、住民生活及び緊急医療活動に多大な影響を与えます。

2 国道256号

国道256号は、木曽・南信州の地域経済を支え、観光のアクセス道路としても重要性が高まっています。リニア中央新幹線の長野県駅（飯田市）と岐阜県駅（中津川市）を結ぶ道路であることから機能強化が求められます。三遠南信自動車道との接続による広域的なネットワーク構築についても考慮が必要です。

3 国道361号

国道361号は、東海北陸自動車道から中部縦貫自動車道を経て、中央自動車道に接続し、首都圏及び中京圏と信州、飛騨、北陸圏を結ぶ最短路線であり、広域的なアクセスとネットワークを形成する重要な役割を果たす幹線道路として重要度が増しています。

木曽町日義の神谷地区において土砂崩落による片側交互通行が続いており、姥神峠道路延伸の早期完了が望まれます。

4 木曽川右岸道路

木曽地域振興構想においては、国道19号の代替路として木曽川右岸道路は位置づけられ、事業の推進が図られています。

環境保護に配慮した上での早期の全線開通が期待されます。

今後の方針

木曽地域交通網対策協議会を中心に、一層の国道 19 号の改良促進や木曽川右岸道路、国道 361 号・256 号の未整備区間の早期着工と主要地方道及び一般県道などを含めた広域道路ネットワークの整備、国道 19 号の雨量規制区間の解消など災害に強い、安心安全の道づくりのための要望活動を行います。

併せて、リニア中央新幹線等新たな交通網に対応した道路網構築についての総合的な調査研究を行います。

施 策

- 1 広域道路ネットワークの整備促進に繋がるように調査研究に努めます。
- 2 木曽地域の安心・安全な道路網の整備促進が図られるように関係機関への更なる働きかけを展開します。

21 広域的な移住定住促進に関すること



主管：地域振興課

経緯

木曽地域の人口は、減少に歯止めが掛からず、構成町村では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少・少子高齢化を緩やかにすべく様々な取組を行っています。

その一つとして、移住定住促進についても取組が行われており、国の「連携中枢都市圏構想」(P.3 参照)や「定住自立圏構想」(P.1 参照)に該当しない木曽地域は、県との連携で「木曽地域自立圏」を設置し、広域連携事業として移住・交流・定住事業を推進しています。

現状と課題

木曽地域への移住定住に関する窓口として、木曽広域連合に移住コーディネーターを配置しています。移住希望者からの相談内容を精査し、構成町村の担当者への情報提供を行うとともに、ホームページ、SNS、パンフレット、セミナー等を通じた情報発信を行っています。また、構成町村担当者と連携して移住ツアーへの対応を行っています。

木曽地域以外においても移住施策は重点事業となっており、特に力を入れている事業です。他の地域との違いをアピールする必要がありますが、思うように示し切れていない状況があります。木曽地域の特色である森林・木材産業や伝統工芸品といった地域の文化を移住希望者に積極的に PR していく必要があります。

木曽観光連盟と一緒に取り組んでいる木曽観光地域づくり戦略プロジェクトにおいて、都市部からのワーケーション(注)利用者の増加を目指しており、移住定住促進施策に繋がるように連携して取り組む必要があります。

(注) ワーケーションとは、Work (仕事) と Vacation (休暇) を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすことです。余暇主体と仕事主体の2つのパターンがあります。(出典元：観光庁ホームページ)

今後の方針

移住施策は木曽地域共通の重点施策であり、町村単独よりも構成町村が連携して取り組むことが効果的であることから、木曽広域連合が主体的に事業に取り組みます。連携にあたっては、広域連携事業の移住交流定住部会において企画・検討を行い、町村間の情報共有を積極的に進めます。他地域との違いをアピールするために、伝統工芸をはじめとした木工芸の推進など他の施策と連携して、木曽地域のブランド力向上に努めます。また、構成町村担当者と協力して、森林木材等に関する教育機関である、木曽青峰高校、長野県林業大学校、上松技術専門校などと連携を図り、移住定住施策に繋げます。

施策

- 1 木曽地域移住関連情報ホームページの活用、SNS による情報発信を行います。
- 2 移住コーディネーターを配置し、構成町村担当者との連携強化を図ります。
- 3 木曽地域の暮らしや仕事等を体験する移住促進ツアーを開催します。
- 4 木曽川・愛知用水の流域自治体との交流事業を通じて、移住や二拠点居住(注)、ワーケーションなどの推進に向けた調査研究を行います。
- 5 木曽青峰高校、長野県林業大学校、上松技術専門校などと連携を図ります。

(注) 二拠点居住とは、都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの1つです。(出典元：国土交通省ホームページ)

22 消防に関すること



主管：消防本部

経緯

平成3年4月の広域消防本部発足以来、住民の生命・身体及び財産を災害から守るとともに、災害に強い地域づくりを目指して着実に歩みを進めています。平成17年の市町村合併により、消防本部の構成町村にも大きな変化が生じ、塩尻市（旧檜川村地籍）の消防業務については、松本広域連合から事務委託を受けています。

現状と課題

1 消防広域化について

長野県が令和2年度から長野県消防広域化推進計画の再策定に着手しており、今後策定する「消防広域化推進計画」との整合性をみながら協議していく必要があります。

2 災害出動

(1) 救急業務

救急搬送種別における「急病」に伴う出場件数は、全搬送事例の約7割を占め、そのうちの約8割を65歳以上の傷病者が占めています。これは、高齢化が進むことによる疾病構造の変化が最も大きな要因であり、木曽地域でも高齢化率の上昇に比例して増加しています。一方、世界的な新型コロナウイルス感染症のまん延により、救急業務における感染症対策の重要性が更に増しています。

救急救命士の資格取得者は、令和3年度で25名となりましたが、資格取得職員の定年退職や、高年齢化を補うためにも計画的な養成の継続及び、救急救命士資格所持者の採用推進が課題です。

また、現行体制を維持するためにも、感染症対策を含めた救急資器材等の整備を計画的に実施していく必要があります。

(2) 救助業務

近年の気象状況の変化により、災害の多様化、想定を超える災害発生の危険性が高まっている現状です。また、世界情勢の急激な変化に伴う外国からの攻撃、テロなどの脅威も危惧されています。大規模災害への応援出場に備えた緊急消防援助隊は、消火・救助・救急など要請に応じて出場に備えている一方、課題として救助資機材等の計画的な更新及び維持管理を適正に実施する必要があり、多種多様な災害に備えるため、救助技術の習得に努めていくことが重要となります。

水難救助隊については、隊員の高年齢化に備えて、若年隊員の養成を引き続き計画的に行う必要があります。

(3) 火災業務

火災件数は大きな変動は無く推移しています。

水積載（600～1500l）車両の全署配備により、初期消火体制の充実強化や消火薬剤を活用した有効な消火活動が可能になっています。

構成町村消防団との連携を更に強化していくとともに、消防団員への火災出動広報についても、現行の消防同報回線及びメール配信による火災出動広報に加え、広域情報ネットワークの活用について引き続き研究していく必要があります。

3 無線・指令設備

令和2年度に高機能消防指令設備の部分更新が終了し、安定した運用に向け計画的に保守点検を実施しています。一方、消防救急デジタル無線設備と高機能消防通信指令

設備の維持及び更新については、多額の維持及び更新費用が必要となることから、計画的な機器の更新を行うと共に、消防庁からの「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」のもと、通信指令業務について他消防本部との共同運用の研究に努め、財源計画に関して構成町村と協議を行っていく必要があります。

4 予防業務

危険物施設や防火対象物への立ち入り検査を通して、予防消防に対する意識改革や防火管理体制の充実、総合防火安全対策の確立を図っています。また、一般住宅への設置が義務づけられている「住宅用火災警報器」の普及について、消防団と連携して設置率の向上を図るとともに、適正な維持管理について広報を行っています。

火災調査は、出火原因を調査することで、火災予防対策に反映させなければならず、情報公開を念頭において、専門的知識を有する職員の養成や専任化が課題です。

令和 2 年度から違反對象物公表制度が開始され、住民への公表制度の周知及び法令遵守に対する指導に努める必要があります。

また、消防署への届出等の電子化を推進し、住民サービスの向上を図る必要があります。

5 消防力（庁舎・装備・職員体制等）

消防需要が増加傾向にある中、消防力の整備は欠くことができないため、構成町村と協議の上、計画的に整備を行っています。令和元年度に消防施設等個別施設計画を策定し、令和 2 年度及び令和 3 年度に無線局舎等の補修が完了しています。

消防庁舎については、消防施設等個別施設計画及び実行計画に基づき、計画的な消防庁舎の補修、起債・補助金等を活用した改修等が必要となります。

消防需要に対応できる職員を育成するため、教養訓練や研修機関で実施される講習会等へ積極的参加により、職員を育成していくとともに、令和 5 年度から施行される定年延長制度については、高年齢職員の働き方や職員体制について検討していくことが重要となります。

6 住民指導

住民に対する各種講習会、消防訓練を継続的に実施しています。

救命率を向上させるためには、住民への救命技術の普及が最も重要になるため、計画的な講習会の継続実施に加え、住民からの開催要請には柔軟に対応する必要があります。また、避難誘導や初期消火活動に有効な消防訓練内容を研究する必要があります。

今後の方針

厳しい財政状況のなかでの事業展開には限界があることから、消防車両の更新計画及び消防設備等整備計画の見直しを行います。

めまぐるしく変化する状況に対応していくため、現状の組織人員で効率的かつ実効性のある組織づくりを進め、地域住民に対する“安心の発信基地”として職員一人一人が自己啓発に努めます。

近年多発している豪雨災害や広域的な災害に対して、構成町村及び関係機関との連携をより一層深めるとともに、『木曽広域連合消防計画』に基づき、各種計画の見直しや新たな活動計画等の策定を推進します。

施 策

- 1 消防職員の安全管理と雇用を促進します。
 - ① 安全管理対策や資質の向上
 - ② 女性の雇用を含めた職員雇用促進に向けての広報活動等
- 2 通信指令設備の共同化の研究と通信指令設備及び無線設備の計画的な機器（部品）更新に努めます。
- 3 消防施設等個別施設計画に基づく庁舎・無線局舎の維持管理に努めます。
- 4 消防車両及び資器材の計画的な更新及び整備を行います。
- 5 救命処置範囲の拡大に伴うメディカルコントロール（医療機関との連携）体制の継続に努めます。
- 6 火災予防対策の充実強化を行います。
- 7 住民に対する各種講習会、消防訓練の継続実施を行います。
- 8 「木曽広域連合消防計画」の運用に努めます。

23 奨学資金の貸付に関すること

主管：文化公園



経 緯

一般の奨学資金制度は、昭和 41 年に木曽地域における人材育成の視点から、特に義務教育学校の教員養成を目的として創設されました。

平成 6 年、貸付対象者の拡大や貸付金額の引き上げなど、制度の大幅な改正が行なわれ現在に至っています。これら制度改正に必要な貸付原資については、平成 8～16 年度までの 9 年間に 9,000 万円の増額を行っています。

平成 21 年度からは、看護師等(看護師及び准看護師)を対象にした、奨学資金貸付制度を開始しました。この制度は平成 23 年度に木曽圏域での看護師等の確保を目的として改正され、養成施設を卒業した日から 1 年以内に免許を取得し、又は養成施設を卒業した後、直ちに木曽圏域の医療施設において業務に従事し、その従事した期間が 3 年間継続した場合、奨学資金の償還の全部が免除されることとなっています。また、令和 2 年度から新たに保健師、助産師を含めた制度に拡充を図っています。

現状と課題

奨学資金制度は、新型コロナウイルス感染症等による経済状況の影響を把握しながら運用を行っています。貸付原資のより良い制度運営を行うために、制度の審査基準等の見直しを検討し、木曽郡内に必要な人材育成、確保を目的とした新たなる奨学資金のあり方について、構成町村の奨学資金制度との連携を踏まえ検討が必要です。

今後の方針

一般、看護師等の両奨学資金とも各関係条例に基づき、適正な制度運用を行います。

また、必要な人材育成、確保を目的とした新たなる奨学資金を構成町村の奨学資金制度との連携を踏まえ検討します。

施 策

- 1 奨学資金制度を適切に運用します。
 - ① 奨学資金の貸付、償還事務
 - ② 看護師等奨学資金の貸付、償還事務
- 2 人材育成、確保を目的とした新たなる奨学資金に関する調査研究を行います。
 - ① 構成町村の奨学資金制度との連携
 - ② 新たなる奨学資金に関する調査研究

24 木曽文化公園の設置及び管理運営に関すること



主管：文化公園

経 緯

木曽文化公園は、昭和 62 年 3 月に策定された文化公園整備基本構想に基づき、圏域の文化、教育等の諸分野における拠点施設として、木曽特有の文化を創造する場として整備されたもので、昭和 63 年 5 月に着工し平成 2 年 2 月にしゅん工、同年 5 月に開館しました。

また、宿泊施設は開館以来、直営で運営してきましたが、平成 19 年 4 月から指定管理者制度へ移行しました。

文化ホールは、令和 3 年度から 4 年度にかけて緊急防災・減災事業債を活用して施設の大規模改修工事（ホール天井等改修、空調設備等改修）を行い公共施設の耐震化及び防災機能の強化を図りました。また、ホール客席の車いすスペースを 4 席分に増やすなど施設のバリアフリー化を推進しました。

現状と課題

木曽文化公園は「宿泊施設を併設している文化ホール、文化公園」という特性を生かし、木曽特有の文化を創造する場として、また、宿泊施設を利用した合宿との文化交流の場として位置づけられ、これまで郡内をはじめ県外の団体など多くの方々に利用されてきました。

近年、新型コロナウイルス感染予防に伴い自主事業や貸館業務が減っていますが、野外で行う天文学イベントなど感染拡大防止に対応する催し物も開催しています。

感染対策を継続しつつ、計画的な施設の整備を行い、宿泊施設を含めた公園全体の利用率の向上が課題です。また、施設使用申請書等の電子化を推進する必要があります。

今後の方針

木曽文化公園は、「木曽文化公園基本構想」に基づき、「創造と共感の場」「交流と学習の場」の提供による心豊かな住民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて貢献します。

そのために、「住民と協同し地域に愛される劇場」、「地方から文化発信を行える個性的で魅力ある劇場」、「地元財産を活用した劇場」となることを目指し、今後も多彩で独創的な事業を行い、創造表現活動への技術支援を行うほか、木曽の文化拠点として、良質な空間で良質な作品を鑑賞できるよう劇場機能の維持充実を図ります。

また、より良い施設運営のため、安全性や収益性の向上策の研究や検討を行います。

施 策

1 文化・芸術の振興に関する調査研究を進めます。

- ① 鑑賞事業
- ② 文化交流の実施
- ③ デジタル技術等を駆使した自主企画
- ④ 新たな住民参加事業
- ⑤ 構成町村と連携した地元伝統芸能の保存
- ⑥ 地元財産（星空等）を活用した事業

2 貸館事業の促進を図ります。

- ① 文化ホール、会議室の利用率向上

3 施設の安全な管理運営を行います。

- ① 施設の安全のための改修工事計画
- ② 宿泊施設の指定管理者制度の継続

25 埋蔵文化財の委託調査に関すること



主管：文化公園

経 緯

木曽圏域における埋蔵文化財の調査は、専門職員の確保、経費面の問題により平成 3 年度から木曽郡町村会に専門職員を配置し、広域的な対応が進められてきました。

平成 11 年度からは木曽広域連合の事務として位置づけられ、引き続き構成町村の埋蔵文化財調査指導業務等を受託し、広域事業として一定の成果を積み重ねてきました。

現状と課題

現在、木曽郡下においては国道の延伸計画、町村道の改良工事などの大規模開発事業に伴う複数の発掘調査計画が進行中です。令和 4 年度に職員を 1 名採用し、専門職員 2 名の体制により指導業務を受託し発掘調査を実施していますが、公共事業に加え民間による開発への対応も増加しており、それぞれの開発行為に対する即応体制の構築、構成町村文化財保護担当者との連携が課題です。

今後の方針

埋蔵文化財等包蔵地内での公共事業等の開発行為が計画的かつ効率的に行われるよう、構成町村及び教育委員会、県教育委員会、建設事務所等の関係機関と密接に協議を重ねながら、調査指導業務の円滑な進捗に努めます。

また、遺構・遺物の写真や 3D データといったデジタル技術の活用を図ります。

施 策

- 1 埋蔵文化財調査事業を推進します。
 - ① 発掘受託調査事業の円滑な実施
 - ② 構成町村教育委員会等との連携強化

26 地域高度情報化施設の設置及び管理に関すること

主管：情報センター



経緯

平成 17 年度に策定した「木曽地域高度情報化計画」から 17 年が経過し、社会を取り巻く情報技術革新の進展は目を見張るものがあり、インターネットは世界的な情報基盤のインフラとして、劇的な利用の拡大を見せています。

国内では世界最高水準の情報通信基盤整備を目標に政府の策定に従い、ネットワークインフラ整備が急ピッチで行われ、その間全国の自治体においても、電子自治体構築を積極的に進めてきました。

このような状況の中、木曽地域では平成 17 年度より 3 か年にわたり実施された木曽地域高度情報化整備事業により、構成町村を網羅するケーブルテレビ施設、郡内学校等公共施設間を光ファイバーで結ぶ地域イントラネットワークといった地域情報通信基盤の整備を実施し、地上デジタル放送への対応及び自主放送による地域住民との身近な情報の共有を実施してきました。

また、平成 19 年度からは、これらの地域情報通信基盤を活用し、地域活性化に資する基盤利活用事業として総務省地域 ICT (P.2 参照) 利活用モデル事業を実施し、平成 22 年度には自主放送デジタル化を含め、ケーブルテレビを情報ゲートウェイとして活用する基盤整備を実施しました。

平成 30 年度より 4 か年にわたり実施した木曽地域高度情報化網光化促進事業の完了により、木曽郡全域に高速ネットワーク網が整いました。

現状と課題

木曽広域連合では、木曽地域高度情報化網を活用した、ケーブルテレビでの放送サービスの継続的な運用とサービスの充実、また、広域行政ネットワークの管理運営を行っています。

1 木曽広域ケーブルテレビ

(1) 自主放送・番組制作

木曽地域にかかわる話題を取材するなど、番組制作を行い自主放送するとともに長野県内の話題についても、番組を編成し放送を実施しています。

生活圏の拡充により木曽圏域外の、より地域的に幅の広い話題についても、全国のケーブルテレビ局が制作した番組や、県議会、高校野球の生中継番組を受信することが可能になりました。

今後は従来の「行事の結果放送番組」から「事前告知も踏まえた番組」へ展開し、更に県内ネットワークを利用した他局との連携やコラボレーションを検討する必要があります。

(2) ケーブルテレビ設備

木曽地域高度情報化網を活用した木曽広域ケーブルテレビは、構築から 17 年が経過し、受信点設備、伝送路設備、ヘッドエンド設備、IP 系設備、電源系設備、空調設備等の交換修理、定期保守、緊急保守等を実施し、長時間停止が発生しないよう、加入者への安定したサービス運用を行っています。

木曽地域高度情報化網光化促進事業の完了により、木曽郡全域に高速ネットワーク網が整い、地域重要インフラとして、安定したサービス運用を行うため、長期的な計画による設備更新を行う必要があります。

2 広域行政ネットワーク

木曽圏域各自治体及び関係施設を結ぶ広域行政ネットワークは、統合行政ネットワーク（LGWAN）や各自治体基幹系及び、情報系ネットワークとして利用され、平成 29 年度においては、マイナンバーにおける地方公共団体情報システム機構との連携業務も開始しました。

また、当該ネットワークは構築から 24 年が経過しましたが、定期点検・保守、機器交換等を通じて故障によるネットワークの稼働停止の発生がないよう運用を行っています。

安定したサービス運用を行うため、長期的な計画による設備更新を行う必要があります。

3 施設運営

過疎化の進展により人口減少の歯止めがかからない中「木曽広域ケーブルテレビ」の加入者も減少していますが、インターネット接続サービスについては今般実施した「木曽地域高度情報化網光化促進事業」により高速（最大 1GB）接続サービスが可能になったことから、増加に転じています。

ケーブルテレビ事業を継続していくためには、その運営財源となる加入者確保維持と運営のスリム化（効率化）を図ると同時に、住民の利便性向上につながるよう情報化施設の利活用拡大が重要と考えます。

今後の方針

今後の木曽地域高度情報化網については、急速に発展を遂げる ICT に関する社会的背景を踏まえ、木曽地域の通信サービスの充実や住民の使い勝手のよいメディアとしての発展を目指し、ケーブルテレビ網及びイントラネット網を利用し、国が進めるデジタル田園都市国家構想「デジタル技術を活用したデジタルトランスフォーメーション（DX、P.2 参照）推進計画」に従い、令和 4 年度策定した木曽広域連合版自治体 DX 推進計画及び木曽広域連合 ICT 利活用計画に基づき構成町村等と連携します。

過疎化が進展する中、ケーブルテレビ事業を継続していくための手段として指定管理や民間委託等について検討します。

施 策

- 1 自主番組制作・番組内容の充実を図ります。
- 2 ケーブルテレビホームページの内容の充実を図ります。
- 3 アプリケーションサービスの提供・充実を図ります。
- 4 自治体DXの推進によるケーブルテレビ業務の見直し及び効率化を図ります。
- 5 高速通信網を介しての ICT 利活用について検討・実施をします。
- 6 情報セキュリティ対策の検討を行います。
- 7 伝送路網及び機器類、受信点設備等の維持管理を行います。
- 8 長期的な視野に立った管理運営体制の研究を行います。
- 9 災害等を考慮した伝送路冗長化等の検討を行います。

27 木曽川上下流交流の推進拡大及び

森林整備協定の推進に関すること



主管：地域振興課
森林整備推進室

経緯

平成 11 年 8 月に開催された「水と緑のフェスティバル」を契機に、木曽川下流域自治体と様々な交流事業を展開し、平成 12 年度には愛知中部水道企業団（以下「企業団」という。）と「交流のきずな」に調印して水源環境の整備促進と木曽川をきずなとして協働共生していく体制の強化を図ってきました。

企業団は「水道水源環境保全基金」を設置し、平成 13 年から水道使用量 1t につき 1 円の基金積立てを開始しました。平成 15 年に締結した木曽川「水源の森」森林整備協定を受けて、平成 16 年に木曽郡でも「森林保全基金」を設置して基金積立を始め、平成 17 年から「森林整備協定造林事業」として、間伐事業に対する上下流基金からの助成を開始しました。

木曽川下流域自治体と様々な交流を図る中で、企業団や一宮市、名古屋市との連携事業の推進や、愛知用水利用地域への交流拡大を進めており、平成 27 年度より春日井市や南知多町、瀬戸市との交流を始めました。

また、令和元年の森林環境譲与税創設に伴い、下流域の譲与税の上流への誘致についての調査検討を始めました。令和 3 年度に行った下流域自治体に対する提案訪問（森林環境譲与税の利活用に関する提案）において、常滑市との交流が始まり、改めて森林整備の啓発、流域自治体の連携による森林環境譲与税の利活用提案を行っています。

現状と課題

1 森林整備協定造林事業

令和 4 年度までに 14,000ha（年間 800ha）の間伐を目標として、国県補助事業へのかさ上げ助成をしてきましたが、近年は目標面積を下回る状況が続いていたことから、目標期間を令和 6 年度まで延長し、付帯事業（森林作業道、獣虫害対策）を助成の対象に加えるなど基金運用基準の見直しを図りつつ、事業開始から令和 3 年度までの 16 年間で 429,077 千円を助成し、民有林整備の促進に寄与してきました。（間伐 11,311ha、森林作業道 65,899 m、獣害対策 317ha、虫害対策 366 m³）

しかし、施業地の奥地化に伴う施業効率の低下や林業従事者の減少等により、森林整備実績がなお低迷していることから、今後の基金運用や制度のあり方について、令和 6 年度までに見直すこととして企業団と協議を進めています。関係団体と連携を図り、木曽の林業の現状に即した基金制度に改めるべく、検討が必要です。

2 木曽川上下流交流

(1) 企業団

交流事業として、以下の活動を実施しています。植樹・育樹活動参加者の固定化及び高齢化や木曽地域内での植樹場所確保が困難といった課題があります。

- ① 企業団管内住民による木曽地域での植樹・育樹活動（森林整備啓発活動）（春、秋）
- ② 企業団管内で行われる産業まつりへの共同出店（森林整備啓発活動）

(2) 名古屋市

交流事業として以下の活動を実施しています。流域自治体の連携による人的・経済的な交流促進や、木曽三川流域全体として、水源地域の森林整備や木材の利活用促進

に向けた取組が検討されていることから、町村と連携した取組が重要となります。

- ① 名古屋市民による木曽町での育樹活動（森林整備啓発活動）（秋）
- ② 水道局施設で行われるイベントへの出店（森林整備啓発活動）、木曽三川流域自治体連携会議を通じた取組（サミット、流域自治体への資材提供）

(3) その他流域自治体

交流事業として以下の活動を実施しています。交流から徐々に経済的な結びつきに繋がっている自治体がある一方、交流でとどまっている自治体もあります。

- ① 一宮市で行われるイベント出店協力（森林整備啓発活動）、木祖村で行われる親子木曽川源流探検隊への協力
- ② 春日井市内で行われるイベント出店（森林整備啓発活動）（春、秋）
- ③ 南知多町内で行われるイベント出店（森林整備啓発活動）（秋）
- ④ 常滑市内で行われるイベント出店（森林整備啓発活動）（秋）

(4) その他民間団体

交流事業として以下の活動を実施しています。下流域の団体も、参加者が徐々に高齢化しており、持続可能な活動継続に向けて検討する必要があります。

- ① 木曽川流域みんなの会との連携による、木曽地域の特産品の販売。特産品販売の一部を水源基金へ積み立て、基金を活用した木製おもちゃの製作・寄贈（木曽青峰高校生徒が製作した木製おもちゃを名古屋市科学館へ寄贈）
- ② 木曽三川と堀川上下流を繋ぐ交流会実行委員会との連携による、上下流域の住民交流会

3 流域連携による森林環境譲与税の活用に係る調査研究

令和2年度に森林環境譲与税に係るアンケート調査（木曽からの提案希望調査）を実施し、19市町から提案希望がありました。提案活動に役立てるため、森林環境譲与税の活用に関する提案WEBサイト開設し、令和3年度と令和4年度に提案訪問活動を実施しました。

課題は、交流をしていない自治体では、提案が具体化されにくい状況にあります。また広域連合は窓口にはなりえますが、実際に依頼があった場合、構成町村単位での調整・対応となるため、大きなロットに応えることが難しい状況です。民間事業者も含め、木曽地域が一体となった取組が必要になります。

今後の方針

1 森林整備協定造林事業

森林資源の有効活用はもとより、水源涵養、国土保全、地球温暖化防止等、森林の持つ公益的機能の高度発揮を主眼に上流域の森林整備を促進します。また、木曽の民有林林業の実情に即した基金制度に改めるべく、今後の森林整備協定のあり方について検討を進めます。

2 木曽川上下流交流

豊富な森林資源、水資源を活かした子どもたちの体験学習などの誘致と、相互交流の実現を目指します。また交流が人的・経済的交流につながるように、事業の内容、方法の見直しを随時行います。

木材関連団体等との連携を図り、下流域への木材利用や木育を普及啓発するとともに、地域住民に対して交流事業への参画を促すよう積極的に周知します。

3 流域連携による森林環境譲与税の活用に係る調査研究

下流域住民へのアンケート調査を通じて、住民が望んでいる譲与税の活用方法を探りつつ、木曽産木材を活用した机・棚などの什器類、木製おもちゃなど提案できる情報を集約

して WEB 配信します。森林環境譲与税の活用先として、木曽地域の木育活動を PR し、流域連携による取組に繋がっていきます。

施 策

- 1 木曽川「水源の森」森林整備協定造林事業を推進します。
- 2 上下流交流事業の推進拡大を図ります。
- 3 木曽産材有効利用に係る調査研究を行います。
- 4 流域連携による森林環境譲与税活用に係る調査研究を行います。

28 森林経営管理制度の推進に関すること



主管：森林整備推進室

経 緯

国内の森林は、戦後から高度経済成長期に植栽された人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎え、「伐(き)って、使って、植える」という、森林資源を循環的に利用していく新たな時代に入ったと言えます。また、水源涵養、防災減災、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能は国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備は国土の保全、国民の生命を守ることに繋がります。

しかし現状では、長期的な林業の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や、担い手不足等による未整備森林が大きな課題となっていることから、平成 30 年 5 月に「森林経営管理法」が可決成立、平成 31 年 4 月から「森林経営管理制度」が施行され、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進するための新たな森林管理システムがスタートしました。

本制度の推進に当たり、小規模な木曽郡内の町村では専門的知見をもって林務行政を担える人材が限られることから、木曽広域連合に森林整備推進室を設置し、構成町村と連携して本制度に係る業務の共同処理を担うこととなりました。

現状と課題

木曽郡内の民有林の所有形態は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林への関心が薄れ、森林の手入れが不足している状況が続いています。また、国土調査未了で境界が不明確、相続登記がなされていない等、森林の管理は年々難しくなっており、木曽管内の民有林のうち約 4,500ha の人工林が適切に管理されていない状況であるといわれています。これは、林業経営や森林資源の活用といった木材生産機能はもとより、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の発揮という観点からも課題とされています。

一方、近年では森林 GIS による森林資源情報の一元化、航空レーザ計測やドローンによる森林資源データ解析等、林業の ICT 化が進んでおり、森林管理から生産・流通まで、林業全体の効率化を目指す「林業 DX」「スマート林業」に期待が寄せられています。

森林経営管理制度の積極的な運用により「林業経営の集積・集約化」を効率的に進め、管内民有林の適切な経営管理体制を構築していく必要があります。

今後の方針

森林・林業の ICT 技術等を積極的に活用しつつ、構成町村・関係団体と連携して森林経営管理制度を円滑に推進し、林業経営の効率化と森林管理の適正化の両立を図ります。

施 策

- 1 森林経営管理制度を推進します。

29 スポーツ振興基金に関すること



主管：文化公園

経 緯

平成 12 年 4 月、地域及び社会に有為な人材の育成を目指し、特にスポーツを通じ地域の活性化に寄与する者及び団体を支援することを目的として、ふるさと基金の果実等を充当しスポーツ振興基金が設置されました。

現状と課題

支援対象者は、全国規模の大会や国際大会に出場した個人及び団体であり、スポーツ推進委員や指導者の代表者等から構成される基金運営審査会で審査し、正副連合長会議にて承認され支援金が決定されます。

平成 12 年度から延べ 730 の個人及び団体を支援しています。学生相撲で活躍後、大相撲で活躍中の御嶽海関をはじめ全国大会で輝かしい成績を残している各スポーツ選手に支援しています。近年は、国際大会出場選手にも多く支援しており、今後の木曽地域の未来を担う子どもたちの励みとなっています。

スポーツ振興基金は、平成 12 年度から寄附金やふるさと基金の果実からの拠出により 10 年間継続することとして実施されてきました。平成 21 年度に審査要綱の一部改正を行うとともに、平成 23 年度以降も、基金事業を継続することとなり 150 万円の予算の範囲内で支援することとなりました。

課題としては、支援対象の拡大要望もあることから、今後の検討が必要です。

今後の方針

スポーツの振興を通じて木曽地域の活性化を目指し、活動の支援等によるスポーツ選手の育成を行います。

施 策

1 スポーツの振興を図ります。

- ① より多くの人材を育成するための PR の充実
- ② 活動の支援等によるスポーツ選手の育成
- ③ 構成町村教育委員会と連携したスポーツ振興（する・見る・支える）の推進

30 公共土木事業に関すること



主管：建設課

経 緯

構成町村の土木事業の円滑かつ効率的な推進を図り、地域の振興発展に寄与することを目的として昭和 9 年に任意団体として木曽土木振興会が設置されました。行財政改革により構成町村の土木技術職員が不足している中、技術的補助を行う広域的組織として平成 21 年 4 月に木曽土木振興会の業務を広域連合に移行しました。

高度経済成長期に集中的に整備された道路施設等の老朽化が進行していることから、国土交通省では平成 26 年度に「道路法施行規則」を改正し、道路構造物等の定期点検を管理者に義務付けました。これにより構成町村が管理実施する点検・診断業務の事務を構成町村との協議により、平成 27 年度から広域連合が地域一括して発注業務を行うこととなりました。

平成 29 年度から令和 3 年度までに 512 件の土木工事の積算、工事監理を行いました。平成 27 年度から道路橋定期点検・診断業務が開始され平成 30 年度までに 1 巡目を終え、2 巡目の令和元年度から令和 5 年度のうち令和 3 年度までに 555 橋の橋梁について実施しました。

現状と課題

構成町村には、公共土木事業である道路構造物の維持管理や更新等に関する専門知識を十分に持った土木技術者がいないため、広域連合が公共土木事業の積算、工事監理業務を受託しています。

積算、工事監理業務を適切に実施するため、広域連合職員の執行体制を常に整えておくことが必要です。また、構成町村担当職員の知識・技能の向上も必要です。

今後の方針

構成町村の実施計画に基づき、土木業務の補完的な役割をより一層果たすことができるよう、受託業務を的確に執行します。公共土木工事の適正な積算、工事現場の技術支援のための、知識・技能を有する技術者を育成するとともに、構成町村職員の知識・技能の向上にも取り組みます。

施 策

- 1 構成町村の公共土木事業、下水道事業、災害復旧事業の設計・積算・工事監理及び道路構造物点検業務の受託業務を執行します。
- 2 構成町村が管理する道路構造物等の維持管理・修繕・更新のための調査研究を行います。

31 広域計画の期間及び改定に関すること

主管：総務課

経緯

地方自治法第 291 条の 7 の規定により、広域連合では議会の議決を経て「広域計画」を作成することとされています。

前回の第 5 次計画は「木曽広域連合第 5 次広域計画策定委員会」を設置し策定されたもので、計画期間を平成 30 年度～令和 4 年度の 5 年間と定め、事務事業実施や調査研究等を精力的に進め、期間中に生じた新たな項目については、構成町村議会の議決を経て規約を改正し取り組んできました。

今回、第 5 次計画期間の満了に伴う新たな第 6 次計画の策定にあたっては、各界や住民の代表 19 名に委員を委嘱し意見を聴取しながら、複数回の委員会を開催して策定しました。

現状と課題

設置要綱では、策定委員の任期は策定が終了するまでであることから、この広域計画期間中の事業の進捗状況について、第三者の立場からチェックする機会が必要です。

事業のチェックのため、議会での報告のほか、毎年度決算時に提出する「成果報告書」等の資料をホームページなどで公開し、より広く住民の意見を求めていく必要があります。

今後の方針

本計画の期間は、原則として令和 5 年度～令和 9 年度の 5 年間とし、改定は 5 年間を単位に計画期間満了前に行うものとします。

しかし、状況の急激な変化や事務の追加等により、計画内容の変更が必要な場合は、速やかに見直しを行い、議会の議決を経て計画を改定することとします。

施策

- 1 各事業の進捗状況をチェックするため、年度ごと「成果説明書」を作成、公開します。
- 2 本計画が終了する令和 9 年度までに、次期計画を策定します。



木曽広域連合第6次広域計画とSDGsとの関連性

17の ゴール	17のゴールと木曽	「第6次広域計画」 対応項目	主要施策
	広域連合の関係		
1 貧困をなくそう 	【総務課・地域振興課】 「木曽地域振興構想」の理念を基に各町村と広域連合は、機能と役割分担を図りながら住民の福祉の向上に資するべく事務事業を推進する。	1 木曽地域の広域行政の推進に関すること	1 人材の確保・育成とともにDXの推進並びにICT利活用の推進、住民の生活利便性向上 2 安定した基金運用の方法を調査研究
	【環境課・木曽CC】 長野県廃棄物処理計画に基づいた、循環型社会の実現、食品ロス削減の推進	16 循環型地域づくりの推進に関すること	未使用食品の提供 事業者や住民に対して、フードバンク活動やフードドライブへの未利用食品提供の呼びかけ、活動支援等
2 飢餓をゼロに 	【総務課・地域振興課】 「木曽地域振興構想」の理念を基に各町村と広域連合は、機能と役割分担を図りながら住民の福祉の向上に資するべく事務事業を推進する。植・育樹活動により健康や福祉の向上に繋がる。	1 木曽地域の広域行政の推進に関すること	1 人材の確保・育成とともにDXの推進並びにICT利活用の推進、住民の生活利便性向上
	【健康福祉課】 老人ホーム措置入所判定委員会の運営 措置者の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	7 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関すること	1 定期的、非常時等臨時的な委員会の開催
	【木曽寮】 木曽郡内高齢者で在宅生活の困難者への健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	8 養護老人ホーム（木曽寮）の設置及び管理運営に関すること	2 移行後の事業運営支援 ② 木曽における保護を必要とする高齢者への対応・施策の調整
	【健康福祉課】 介護保険制度の運営 高齢者の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	9 介護保険に関すること	1 介護保険事業計画策定、介護保険料算定 2 介護給付事業及び介護予防給付事業 3 地域支援事業 4 地域密着型サービス事業者指定・指導監督、介護等サービス事業者の指導 5 介護保険支払準備基金管理
	【健康福祉課】 成年後見制度中核機関の運営 判断能力の不十分の方々を保護、支援することにより健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	10 成年後見制度の中核機関に関すること	1 成年後見制度利用促進協議会運営 2 成年後見制度利用促進広報 3 受任調整会議等制度利用促進 4 チーム、親族後見人等後見人支援 5 任意後見支援、法人後見あり方等課題検討
	【健康福祉課】 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の運営 障害者の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	11 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関すること	1 審査会の運営

17の ゴール	17のゴールと木曽	「第6次広域計画」 対応項目	主要施策
	広域連合の関係		
	【健康福祉課】 障害者総合支援法に規定する協議会の設置 障害者の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	12 障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関する事	1 協議会の意思決定会議（全体会、運営協議会）、実務者会議等運営 2 専門部会との連携、あり方協議 3 障がい理解についての啓発活動 4 地域資源マップ活用方法検討 5 児童発達支援センター設置研究
	【健康福祉課】 休日及び夜間の一次救急医療の運営 住民の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	13 休日及び夜間の一次救急医療に関する事	1 医師・看護師確保による実施体制の充実 2 他圏域との連携円滑化検討・協議 3 一次救急医療に関する調査研究
	【環境課、木曽CC】 高性能の焼却炉と適切な運転管理技術で環境汚染物質の排出を抑制	15 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事	1 ごみ処理施設の適切な管理運営
4 質の高い教育を みんなに 	【環境課、環境センター】 ごみ処理施設の見学を通じて、住民一人ひとりが自分で出したごみがどのように処理されているか知ることにより、資源循環型社会の構築について学ぶ場を提供	2 広域的な課題の調査研究に関する事 ア 環境づくりの推進に関する事	1 環境づくりの推進に関する調査研究 ① 環境の保全
	【木曽文化公園】 一般及び看護師等奨学資金の適正運用、制度周知により教育の機会を設ける。	23 奨学資金の貸付に関する事	1 奨学資金制度の適切な運用
	【木曽文化公園】 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設への改良が求められており、木曽文化公園の文化ホール、教育文化センターにおいても利用者（観客・出演者）に配慮した施設となるよう現状から更に改良を加える必要がある。	24 木曽文化公園の設置及び管理運営に関する事	3 施設の安全な管理運営
	【木曽文化公園】 構成町村が行う埋蔵文化財発掘調査に協力することにより地域における歴史学習の充実を図る。	25 埋蔵文化財の委託調査に関する事	1 埋蔵文化財調査事業の推進
	【情報センター】 各家庭、公共施設と結ばれている高速通信網を介して、様々なデジタルコンテンツの提供と双方向学習、時間と物理距離を問わない Society5.0社会を教育の場で目指す。	26 地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事	3 アプリケーションサービスの提供・充実 5 高速通信網を介してのICT利活用の検討
	【地域振興課】 森林整備啓発により水源涵養機能を知るなど森林環境教育に繋がる。	27 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事	2 上下流交流事業の推進拡大
	【総務課】 「木曽地域振興構想」の理念を基に町村と広域連合は、機能と役割分担を図りながら住民の福祉向上に資するべく事務事業を推進する。	1 木曽地域の広域行政の推進に関する事	1 人材の確保・育成とともにDXの推進並びにICT利活用の推進、住民の生活利便性向上 2 安定した基金運用の方法を調査研究
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	【木曽広域消防】 すべての人が性別に関わらず、平等に機会が与えられる社会をつくるための雇用を推進する。	22 消防に関する事	1 消防職員の安全管理と雇用の促進 ② 女性の雇用を含めた職員雇用促進の広報活動等

17の ゴール	17のゴールと木曽	「第6次広域計画」 対応項目	主要施策
	広域連合の関係		
6 安全な水とトイレ を世界中に 	【環境課、環境センター】 安全な水と衛生施設の確保 適切な運転管理技術で環境汚染物 資の排出を抑制	17 し尿処理施設の設置及び管 理運営に関する事	1 施設・設備の維持管理 ① 機器類の点検及び修繕、設 備更新の実施
	【地域振興課・森林整備推進室】 広葉樹等の現地植生を活かした針 広混交林や複数の樹冠層を構成す る育成複層林を造成し、水に関連 する生態系の保護、水源涵養等公 益的機能の保全を図る。	27 木曽川上下流交流の推進拡 大及び森林整備協定の推進に関 すること 28 森林経営管理制度の推進に 関すること	2 上下流交流事業の推進拡大 4 流域連携による森林環境譲与 税活用に係る調査研究 1 森林経営管理制度の推進
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	【環境課、木曽CC】 地域における適切な再生可能エネ ルギーの利用を通じた地球温暖化 対策に関する調査研究	2 広域的な課題の調査研究に関 すること ア 環境づくりの推進に関する こと	1 環境づくりの推進に関する調 査研究 ③ 環境保全推進団体への参加 ④ 環境や景観の保全を踏まえ た自然エネルギー利用方法
	【環境課、木曽CC】 サーマルリサイクル（ごみを焼却 する際に発生するエネルギーを熱 や蒸気などとして回収すること） の推進	15 ごみ処理施設の設置及び管 理運営に関する事	1 ごみ処理施設の適切な管理運 営
	【情報センター】 二酸化炭素排出ゼロを目途とし、 電気使用量の削減を図る。	26 地域高度情報化施設の設置 及び管理に関する事	8 長期的な視野に立った管理運 営体制の研究
	【地域振興課、森林整備推進室】 森林整備における森林バイオマス の利用等、森の恵みを暮らしに取り 入れ、再生可能エネルギーの割 合を拡大する。	27 木曽川上下流交流の推進拡 大及び森林整備協定の推進に関 すること 28 森林経営管理制度の推進	3 木曽産材有効利用に係る調査 研究 1 森林経営管理制度の推進
8 働きがいも 経済成長も 	【地域振興課】 町村と連携し「木曽地域づくり戦 略2019」や「日本遺産」を核とし た、地方文化の振興・産品販促に つながる持続可能な観光業の促進 を図る。	1 木曽地域の広域行政の推進に 関すること 2 広域的な課題の調査研究に関 すること ウ その他広域にわたる重要な 課題で広域連合長が必要と認め る事項に関する事 19 広域的な観光振興に関する こと 21 広域的な移住定住促進に関 すること 27 木曽川上下流交流の推進拡 大及び森林整備協定の推進に関 すること	1 人材の確保・育成とともにDX の推進並びにICT利活用の推 進、住民の生活利便性向上 2 安定した基金運用の方法を調 査研究 1 広域にわたる重要な課題に関 する調査研究 1 日本遺産木曽路のストーリー を活かした観光振興 2 木曽地域広域観光振興計画 （木曽観光地域づくり戦略）に 基づく事業の実施 3 広域的な交通網体系の観光活 用を研究 1 ホームページの活用、SNSに よる情報発信 2 移住コーディネーターの配 置、構成町村担当者との連携強 化 3 移住促進ツアーの開催 4 移住や二拠点居住、ワーケー ションなどの推進に向けた調査 研究 5 木曽青峰高校、長野県林業大 学校、上松技術専門学校などとの 連携 2 上下流交流事業の推進拡大 3 木曽産材有効利用に係る調査 研究 4 流域連携による森林環境譲与 税活用に係る調査研究

17の ゴール	17のゴールと木曽	「第6次広域計画」 対応項目	主要施策
	広域連合の関係		
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	【木曽寮】 勤務関係の改善や、社会サービス制度整備を利用し、木曽広域連合による新たな新施設整備、民間活力による労働改善を図る。	8 養護老人ホーム（木曽寮）の設置及び管理運営に関する事	1 運営主体の移行 ① 継続的運営が可能となる運営計画の検討と、相互の同意による負担の条件決定
	【環境課、環境センター】 緑聖苑の運営を将来的に指定管理に移行することにより、民間活力による働きがいのある場を提供する。	14 葬斎センターの設置及び管理運営に関する事	2 全般的な施設管理運営の民間委託（指定管理）の調査研究
	【地域振興課】 森林サービス産業として、森林空間を利用した観光、健康、教育が行われるなど新たな産業が育成されつつある。	1 木曽地域の広域行政の推進に関する事	1 人材の確保・育成とともにDXの推進並びにICT利活用の推進、住民の生活利便性向上 2 安定した基金運用の方法を調査研究
		2 広域的な課題の調査研究に関する事 ウ その他広域にわたる重要な課題で広域連合が必要と認める事項に関する事	1 広域にわたる重要な課題に関する調査研究
		4 公共サインの設置及び管理に関する事	1 公共サインの改修、維持管理
		19 広域的な観光振興に関する事	1 日本遺産木曽路のストーリーを活かした観光振興 2 木曽地域広域観光振興計画（木曽観光地域づくり戦略）に基づく事業の実施 3 広域的な交通網体系の観光活用を研究
		20 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事	1 広域道路ネットワークの整備促進の調査研究 2 関係機関への更なる働きかけ
		27 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事	2 上下流交流事業の推進拡大 3 木曽産材有効利用に係る調査研究 4 流域連携による森林環境譲与税活用に係る調査研究
	【森林整備推進室】 木材のカスケード利用（建材・資材利用を優先し、利用できない部分をバイオマス利用する「段階的利用」）の促進による資源利用効率の向上を図る。	27 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事	1 木曽川「水源の森」森林整備協定造林事業の推進
		28 森林経営管理制度の推進	1 森林経営管理制度の推進
	【木曽文化公園】 構成町村の奨学金制度と連携し、必要な人材育成、確保を図る。	23 奨学資金の貸付に関する事	1 奨学資金制度の適切な運用
10 人や国の不平等をなくそう 	【総務課】 「木曽地域振興構想」の理念を基に町村と広域連合は、機能と役割分担を図りながら住民の福祉向上に資するべく事務事業を推進する。	1 木曽地域の広域行政の推進に関する事	1 人材の確保・育成とともにDXの推進並びにICT利活用の推進、住民の生活利便性向上 2 安定した基金運用の方法を調査研究
	【環境課、環境センター】 高齢者、身障者をはじめ誰もが利用しやすく、尊厳と格調の高い人生終焉の場に相応しい施設を維持する	14 葬斎センターの設置及び管理運営に関する事	1 定期的な点検整備及び修繕、設備の更新の実施
	【木曽文化公園】 一般及び看護師等奨学金の適正運用、制度周知により教育の機会を設け不平等をなくす。	23 奨学資金の貸付に関する事	1 奨学資金制度の適切な運用

17の ゴール	17のゴールと木曽	「第6次広域計画」 対応項目	主要施策
	広域連合の関係		
11 住み続けられる まちづくりを 	【地域振興課】 木曽地域交通網対策協議会を中心に、災害に強い安心安全な道づくりを推進する。 移住定住は木曽地域共通の課題であり、町村と連携した、木曽地域広域連携推進会議により事業に取り組む。	1 木曽地域の広域行政の推進に関すること 2 広域的な課題の調査研究に関すること ウ その他広域にわたる重要な課題で広域連合が必要と認める事項に関すること 3 景観基本構想の推進に関すること 19 広域的な観光振興に関すること 20 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関すること 21 広域的な移住定住促進に関すること 27 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関すること	1 人材の確保・育成とともにDXの推進並びにICT利活用の推進、住民の生活利便性向上 2 安定した基金運用の方法を調査研究 1 広域にわたる重要な課題に関する調査研究 1 「日本風景街道」事業との連携 2 景観に配慮した構造物等の建設規制に関する調査研究 3 木曽景観形成ガイドブックの改定に向けた調査研究 3 広域的な交通網体系の観光活用を研究 1 広域道路ネットワークの整備促進の調査研究 2 関係機関への更なる働きかけ 1 ホームページの活用、SNSによる情報発信 2 移住コーディネーターの配置、構成町村担当者との連携強化 3 移住促進ツアーの開催 4 移住や二拠点居住、ワーケーションなどの推進に向けた調査研究 5 木曽青峰高校、長野県林業大学校、上松技術専門学校などとの連携 2 上下流交流事業の推進拡大 3 木曽産材有効利用に係る調査研究 4 流域連携による森林環境譲与税活用に係る調査研究
	【環境課】 木曽地域の森林などの自然環境の保全に取り組むことで、豊かな環境を後世に残すことができる。	2 広域的な課題の調査研究に関すること ア 環境づくりの推進に関すること	1 環境づくりの推進に関する調査研究 (1) 環境の保全 ① 住民・事業者・行政が一体となった環境への取り組み方法 (2) ボイ捨て禁止条例に基づく施策の推進・啓発活動 ② 総合的な環境保全策
	【環境課、環境センター、木曽CC】 環境関係の各施設は、安定的な生活の確保及び社会の安定維持のために必要不可欠な社会インフラであり、有事の際も業務を継続する必要がある。	14 葬斎センターの設置及び管理運営に関すること	1 定期的な点検整備及び修繕工事の実施
	【環境課、環境センター、木曽CC】 環境関係の各施設は、安定的な生活の確保及び社会の安定維持のために必要不可欠な社会インフラであり、有事の際も業務を継続する必要がある。	15 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること	1 ごみ処理施設の適切な管理運営
	【環境課、木曽CC】 高性能の焼却炉と適切な運転管理技術で環境汚染物質の排出を抑制	15 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること	1 ごみ処理施設の適切な管理運営

17の ゴール	17のゴールと木曽	「第6次広域計画」 対応項目	主要施策
	広域連合の関係		
12 つくる責任 つかう責任 	【環境課、環境センター、木曽CC】 環境関係の各施設は、安定的な生活の確保及び社会の安定維持のために必要不可欠な社会インフラであり、有事の際も業務を継続する必要がある。	17 し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること 18 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関すること	1 施設・設備の維持管理 ① 機器類の点検及び修繕工事の実施 ② 機器類を計画的に更新 3 し尿と下水汚泥の一体処理方法の研究、検討及び推進
	【木曽広域消防】 災害対応能力を向上させるため、計画的な車両及び資器材更新と最新の資器材を導入整備することで、地域の災害対応能力強化に努め、住民が安心して住み続けられるまちづくりを目指す。	22 消防に関すること	4 消防車両及び資器材の計画的な更新及び整備
	【木曽文化公園】 公共事業等の開発行為が計画的かつ効率的に行われるよう、構成町村及び関係機関と連携して発掘調査事業の円滑な実施を図る。	25 埋蔵文化財の委託調査に関すること	1 埋蔵文化財調査事業の推進
	【情報センター】 デジタルディバイドを解消し、地域への情報流通の活性化、適正化を図る。	26 地域高度情報化施設の設置及び管理に関すること	1 自主番組制作・番組内容の充実 5 高速通信網を介してのICT利活用について検討
	【建設課】 関係町村の実施計画に基づいた土木業務の補完的な役割を果たし、公共土木工事の設計・積算・工事監理の技術的支援	30 公共土木工事業に関すること	1 構成町村の公共土木事業、下水道事業、災害復旧事業の設計・積算・工事監理及び道路構造物点検業務の受託業務
	【地域振興課】 ふるさと基金は木曽地域の振興を図るため、関係町村と協議をする中で、より効果的かつ計画的なあり方を検討することにより、地域振興につなげる。	1 木曽地域の広域行政の推進に関すること 19 広域的な観光振興に関すること	2 安定した基金運用の方法を調査研究 1 日本遺産木曽路のストーリーを活かした観光振興 2 木曽地域広域観光振興計画（木曽観光地域づくり戦略）に基づく事業の実施 3 広域的な交通網体系の観光活用を研究
	【木曽寮】 当面の現施設の維持と、新施設への転居後の生活環境の変化に対応できるように、情報の共有などを行う。	8 養護老人ホーム（木曽寮）の設置及び管理運営に関すること	1 運営主体の移行 ③ 転居による入所者負担軽減策、ケアの実施
	【環境課、木曽CC】 3Rの徹底による廃棄物発生量の削減と普及啓発活動 循環型社会の構築	15 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること 16 循環型地域づくりの推進に関すること	1 ごみ処理施設の適切な管理運営 2 ごみ減量化の推進 1 リサイクルの推進 ① 3Rの啓発 ② 雑紙の資源分別指導等、現在の資源循環システムの改良・推進 2 循環型社会構築の推進 ③ 事業所ごみのリサイクルへの誘導 ② 更なる資源循環システムの構築
		17 し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること 18 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関すること	2 脱水汚泥の資源化による有効活用

17の ゴール	17のゴールと木曽 広域連合の関係	「第6次広域計画」 対応項目	主要施策
	【木曽CC】 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は重要な課題です。これを推進するためには住民と町村と連携をした廃棄物の減量化、リサイクルの推進などにより、地域全体で環境に負荷の無い循環型社会の構築を目指します。	16 循環型地域づくりの推進に関すること	1 リサイクルの推進
	【地域振興課、森林整備推進室】 森林資源の持続的管理・利用を促進し、木材のカスケード利用等による廃棄物の削減と、木づかいを通じた持続的な公共調達を図る。	27 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関すること	1 木曽川「水源の森」森林整備協定造林事業の推進 3 木曽産材有効利用に係る調査研究 4 流域連携による森林環境譲与税活用に係る調査研究
		28 森林経営管理制度の推進	1 森林経営管理制度の推進
	【建設課】 施工方法・土木事業に使われる資材について3R等を意識した設計を検討し、町村に提案する。環境負荷の低減、循環型社会の構築を図る。	30 公共土木工事事業に関すること	1 構成町村の公共土木事業、下水道事業、災害復旧事業の設計・積算・工事監理及び道路構造物点検業務の受託業務
13 気候変動に 具体的な対策を 	【環境課、木曽CC】 地域における適切な再生可能エネルギーの利用を通じた地球温暖化対策に関する調査研究 リサイクルの推進により焼却ごみを減らすことで、CO2排出量を削減する。	2 広域的な課題の調査研究に関すること ア 環境づくりの推進に関すること	1 環境づくりの推進に関する調査研究 (1) 環境の保全 ① 住民・事業者・行政が一体となった環境への取り組み方法 ② 総合的な環境保全策 (3) 環境保全推進団体への参加 (4) 環境や景観の保全を踏まえた自然エネルギー利用方法
		16 循環型地域づくりの推進に関すること	1 リサイクルの推進 2 循環型社会構築の推進
	【木曽CC】 ごみ減量施策により、排出されるCO2削減を行い環境負荷の低減を促進し持続可能な社会の実現を図る。	15 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること	2 ごみ減量化の推進
	【森林整備推進室】 森林整備により、自然災害に対する強靱性、適応力の強化を図ると共に、CO2吸収能力の向上と、バイオマスエネルギー等木材利用によるCO2排出の削減を図る。	27 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関すること	1 木曽川「水源の森」森林整備協定造林事業の推進
		28 森林経営管理制度の推進に関すること	1 森林経営管理制度の推進
14 海の豊かさを 守ろう 	【環境課、木曽CC】 海洋汚染の防止、海洋ごみ発生抑制に関する調査研究 プラスチックのリサイクルや利用削減に取り組み、海洋性プラスチックごみの減量を目指す。	2 広域的な課題の調査研究に関すること ア 環境づくりの推進に関すること	1 環境づくりの推進に関する調査研究 (1) 環境の保全 ① 住民・事業者・行政が一体となった環境への取り組み方法 ② 総合的な環境保全策 (2) ポイ捨て禁止条例に基づく施策の推進・啓発活動
		16 循環型地域づくりの推進に関すること	1 リサイクルの推進 ① 3Rの啓発 2 循環型社会構築の推進 ① 循環型地域づくり懇談会の運営 ② 更なる資源循環システムの構築

17の ゴール	17のゴールと木曾	「第6次広域計画」 対応項目	主要施策
	広域連合の関係		
	【環境センター】 環境センターの放流水を基準値以下で放流する。	17 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事	排水基準に見合う放流水を排出する。 浄化槽汚泥が増え処理に負荷がかかるが基準は越えないようにする。
	【地域振興課・森林整備推進室】 森林土壌中の養分を含んだ水は川から海へ運ばれ、海中の植物プランクトンを育み、海洋生物が生息する豊かな海をつくる。 化石燃料由来製品に代わる木材を原料とする製品の活用により、海洋環境の保全を促進する。	27 木曾川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事 28 森林経営管理制度の推進に関する事	1 木曾川「水源の森」森林整備協定造林事業の推進 3 木曾産材有効利用に係る調査研究 4 流域連携による森林環境譲与税活用に係る調査研究 1 森林経営管理制度の推進
	【環境課】 木曾地域の森林などの自然環境の保全に取り組むことで、豊かな環境を後世に残すことができる。	2 広域的な課題の調査研究に関する事 ア 環境づくりの推進に関する事	1 環境づくりの推進に関する調査研究 (1) 環境の保全 ① 住民・事業者・行政が一体となった環境への取り組み方法 ② 総合的な環境保全策 (2) ポイ捨て禁止条例に基づく施策の推進・啓発活動
15 陸の豊かさも 守ろう 	【地域振興課】 美しい木曾路眺望景観を守るため、外来植物の駆除または根絶を行うための活動を推進する。	3 景観基本構想の推進に関する事 27 木曾川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事	1 「日本風景街道」事業との連携 2 景観に配慮した構造物等の建設規制に関する調査研究 3 木曾景観形成ガイドブックの改定に向けた調査研究 3 木曾産材有効利用に係る調査研究 4 流域連携による森林環境譲与税活用に係る調査研究
	【森林整備推進室】 適切な森林整備により、劣化した森林機能を再生し、陸域生態系の保全、回復を図る。	27 木曾川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事 28 森林経営管理制度の推進に関する事	1 木曾川「水源の森」森林整備協定造林事業の推進 1 森林経営管理制度の推進
	【木曾広域消防】 木曾地域の豊かな自然を守るために、山林火災の予防を推進する。	22 消防に関する事	6 火災予防対策の充実強化
	【総務課】 実施機関からの諮問があった場合に素早く対応できる体制の維持、適正な審査の運営、事前研究等情報収集に努め、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関に発展させる。	5 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関する事 6 行政不服審査会の設置及び運営に関する事	1 速やかな審査会の開催、適正な審査 1 速やかな審査会の開催、適正な審査
	【総務課】 「木曾地域振興構想」の理念を基に町村と広域連合は、機能と役割分担を図りながら住民の福祉向上に資するべく事務事業を推進する。	1 木曾地域の広域行政の推進に関する事	1 人材の確保・育成とともにDXの推進並びにICT利活用の推進、住民の生活利便性向上 2 安定した基金運用の方法を調査研究
16 平和と公正を すべての人に 	【木曾寮】 持続可能な養護老人ホーム運営実施手段を強化しグローバル・パートナーシップを活性化する。郡内高齢者のセーフティネットとなる措置入所を持続してしていく上で郡内町村、住民との協力関係を築くことは極めて重要である。	8 養護老人ホーム（木曾寮）の設置及び管理運営に関する事	1 運営主体の移行 ① 継続的運営が可能となる運営計画の検討と、相互の同意による負担条件の決定 2 移行後の事業運営支援 ① 施設運営上の課題、制度等に関する課題について、解決するための支援体制の構築
	17 パートナリシップで 目標を達成しよう 		

17の ゴール	17のゴールと木曽 広域連合の関係	「第6次広域計画」 対応項目	主要施策
	【木曽広域消防】 地域住民の救命率向上を図るため、その場に居合わせた人による心肺蘇生法等の応急手当実施率の向上を図る。	22 消防に関すること	5 メディカルコントロール体制の継続 7 住民に対する各種講習会、消防訓練の継続実施
	【木曽文化公園】 公共事業等の開発行為が計画的かつ効率的に行われるよう、構成町村及び関係機関と連携して発掘調査事業の円滑な実施を図る。	25 埋蔵文化財の委託調査に関すること	1 埋蔵文化財調査事業の推進
	【木曽文化公園】 スポーツの振興を通じて木曽地域の活性化を目指し、活動の支援等によるスポーツ選手の育成を図る。	29 スポーツ振興基金に関すること	1 スポーツの振興
	【建設課】 土木事業の円滑な推進を図るため、町村と広域連合は、役割分担に基づき協力し事業を推進する。	30 公共土木工事業に関すること	1 構成町村の公共土木事業、下水道事業、災害復旧事業の設計・積算・工事監理及び道路構造物点検業務の受託業務

木曽広域連合第6次広域計画策定委員名簿

(付属資料 1)

委員長	原 久仁男	木曽広域連合長
副委員長	麥 島 照 幸	木曽林業振興事業協同組合理事長
委員	神 事 正 實	木曽地域振興局長
	上 田 とめ子	福祉・保健医療懇談会長
	村 上 つや子	循環型地域づくり推進懇談会委員長
	青 木 一 孝	木曽農業協同組合専務理事
	家 高 里加子	木曽観光連盟会員
	坪 井 祐	木曽地域広域観光プロジェクト会議事業推進部会長
	中 村 健	木曽地域特産加工開発連絡会長
	増 澤 正 彦	木曽郡町村教育委員会連絡協議会長
	奥 谷 佳 奈	木曽文化協会副会長
	南 俊 三	木曽交流創造塾代表世話人
	藤 原 義 則	木曽風景街道推進協議会長
	牧 野 由起子	木曽郡保育連絡協議会長
	大 畑 淳 子	長野県商工会連合会木曽支部女性部長
	大 沢 謙 一	木曽法人会長
	長 瀬 恵 敏	住民代表
	勝 野 誠 吾	住民代表
	新 井 広 司	住民代表

木曽広域連合広域計画策定委員会設置要綱

(付属資料 2)

(目的)

第1条 木曽広域連合規約第5条の規定による広域計画を策定するため、木曽広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、広域計画の策定に関する調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、木曽広域連合長（以下「広域連合長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 長野県の現地機関の代表
- (3) 木曽郡内各種団体等の代表
- (4) 公募による組織町村の住民代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 委員会に、幹事会をおく。

- 2 幹事は、組織町村の職員等のうちから広域連合長が委嘱する。
- 3 幹事会は、委員会を補佐し、広域計画策定に関する調査・研究を行う。

(専門部会)

第8条 幹事会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この要綱は平成15年9月4日から施行する。

附 則（平成19年5月10日要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月1日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

